

DISCLOSURE 2026

大分県信用組合の現況



地域のために、 お客さまとともに

大分県信用組合は、
これからも地域の皆さまの
豊かで活力ある暮らしをともに考え、
さらに幅広い活動を通じて
地域社会の発展に貢献することを
目指します。









PROFILE

名 称 大分県信用組合
理 事 長 吉野 一彦
本店所在地 大分市中島西2丁目4番1号
創 立 昭和28年11月26日

(令和8年3月末現在)

店 舗 数 38店舗
職 員 数 393人
組 合 員 数 70,017人
預金積金残高 5,122億円
貸出金残高 3,370億円





CONTENTS

ごあいさつ～基本理念・行動指針～ ……2	ライフプラン・シミュレーション ……15
令和7年度の業績ハイライト ……4	取扱商品のご案内 ……16
地方創生等への取り組み ……6	組織・役職員の状況 ……19
地域の皆さまとともに。 ……8	けんしんネットワークの店舗紹介 ……22
地域とともに、助け合い、そして発展へ ……9	資料編(リスク管理について) ……27
地域に根付く、 皆さまの金融機関をめざして! ……10	資料編(計数資料・単体) ……41
安心と安全。 そしてますます便利なけんしんへ ……13	資料編(計数資料・連結) ……53
	索引 ……65



「金融を通じて地域社会の発展に貢献する」
基本理念に徹し、
お客さまの信頼にお応えしてまいります。

基本理念

大分県信用組合は、地域の皆さまとより親密な会話を交わしながら、豊かで活力のある暮らしをともに考え、金融サービスの向上に努め、さらに幅広い活動を通じて地域社会の発展に貢献します。



皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、当組合についてご理解を深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧いただき、併せてご指導とご鞭撻を賜ることができずれば幸に存じます。

令和7年度の日本経済は、賃上げの進展やインバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、世界的なインフレ圧力の継続や地政学的リスクの長期化、とりわけ、中東情勢等起因する資源・エネルギー価格の高止まりによって、物価上昇による個人消費への影響、中小企業における人手不足・原材料価格高騰への対応など、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きました。県内経済については、引き続き、人口減少や人手不足の影響を受けているものの、インバウンド等観光需要の増加のほか、企業の設備投資も堅調に推移し、緩やかな回復が続きました。

第73期(令和7年度)の当組合は、新たに策定した「第15次中期経営計画(令和7年4月～令和10年3月)」で掲げた重点取り組み施策に基づき、『地方創生に向けた取り組みの深化』『持続可能なビジネスモデルの構築』『DXによる業務の見直し』『経営管理態勢の強化』『コンプライアンス・リスク管理の強化』の実現に向けて、営業店および各部署が積極的に取り組んでまいりました。なかでも『地方創生に向けた取り組みの深化』については、健康寿命延伸の実現に向けた包括連携協定、人材育成と人材供給を通じた大分県経済の活性化に向けた包括連携協定、観光振興に係る包括連携協定、地域通貨等の導入に係る包括連携協定をそれぞれ新たに締結し、地方創生の輪を更に拡大いたしました。さらに、大分県等と共同提案した計画が、環境省の第7回「脱炭素先行地域」に選定されるなど、脱炭素の実現に向けた取り組みも進展しております。また、国立大学法人大分大学や公的な医療・保健団体と連携して、大

分県民の健康診査の受診率向上や運動習慣の動機付けなどの支援を行ってきたことが評価され、厚生労働省およびスポーツ庁が主催する「第14回健康寿命をのばそう!アワード」において厚生労働大臣優秀賞を受賞しました。今後も大分県民の皆様の健康寿命延伸の実現に向け注力してまいります。

こうした状況の中、全役職員一丸となった営業体制の強化に努めた結果、当組合の業績は、預金等残高5,122億円(対前年0.03%増)、貸出金残高3,370億円(対前年6.19%増)となり、1,018百万円の当期純利益を計上することができました。出資金については、組合員数70,017人、出資総額146億円となりました。また、不良債権比率は1.54%、自己資本比率は9.49%となり、財務の健全性を維持することができました。

令和8年度に入り、日銀の金融政策正常化の継続や大分県内の雇用・所得環境の改善、インバウンド等観光需要の増加等による地域経済への波及効果が期待されるものの、中東情勢等起因する資源・エネルギー価格の影響も懸念されます。人手不足や原材料価格高騰への対応など、当組合のお取引先においても厳しい業況が継続していくものと思われます。この状況を乗り切るため、皆様方に対して常に寄り添うことで、スピード感をもって適切な支援を提供してまいります。

当組合も、急速に変化する厳しい経営環境下にありますが、DXによる業務の見直し・人材育成に努め、お客様サポート体制の強化、地方創生に向けた取り組みの深化などにより、収益力の強化に努め、持続可能なビジネスモデルの構築を目指してまいります。

地域の発展が当組合の発展に繋がるという考えのもと、地域経済への更なる貢献に努めてまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

大分県信用組合
理事長 吉野 一彦

沿革・あゆみ

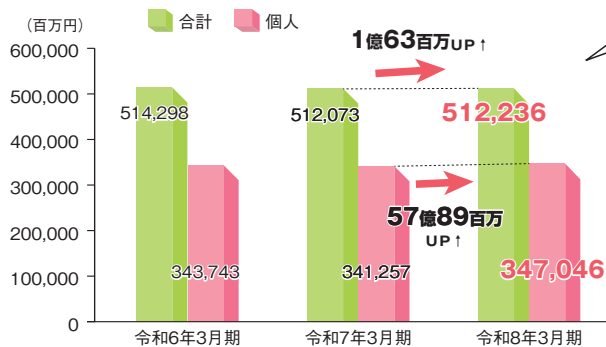
1953	S28	設立、開業、本店:大分市大字大分1676番地 竹田、三重、湯布院支店開設	1992	H4	預金量2,000億円達成
1956	S31	本店移転:大分市大字大分1556番地の3 (末広町現大分駅前支店)	1993	H5	CIシステム導入要称、マーク、ロゴタイプを一新 営業量(=預貸和)4,000億円達成
1957	S32	商工組合中央金庫代理業務取扱開始	1994	H6	「証券業務」について大蔵省認可を受ける 「外国為替」取次業務取扱開始
1963	S38	従業員組合結成される	1995	H7	両替業務取扱開始
1964	S39	住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫) 代理業務取扱開始	1997	H9	インターネットホームページ開設 ホームページ https://www.oita-kenshin.co.jp
1966	S41	日本政策金融公庫(旧国民金融公庫) 代理業務取扱開始	2000	H12	SKC(信組情報サービス株式会社)へ信 組共同オンラインシステム移行
1969	S44	全国信用協同組合連合会貸付代理業務取扱開始	2002	H14	大分県庁信用組合と7月1日対等合併 高田信用組合と9月2日対等合併
1970	S45	新本店完成 本店:大分市中島西2丁目4番1号 全国信用組合内国為替業務取扱開始	2005	H17	杵築信用金庫と3月14日対等合併
1971	S46	中津商工信用組合より業務譲り受け 大分銀行と業務提携	2007	H19	玖珠郡信用組合と11月19日対等合併
1973	S48	大分県税収納事務取扱契約締結	2008	H20	セブン銀行ATM 利用提携開始 イオン銀行とのATM 相互利用提携開始
1974	S49	年金福祉事業団住宅資金貸付代理業務取扱開始	2012	H24	企業内大学「けんしん大学」開校 営業量(=預貸和)5,000億円達成
1977	S52	事務センター完成	2014	H26	預金量3,500億円達成
1982	S57	オンラインシステム稼働 預金量1,000億円達成	2015	H27	大分県および県内各市町村との連携協定締結
1983	S58	財団法人「シニアライフ県基金」設立	2017	H29	営業量(=預貸和)6,000億円達成
1987	S62	県信ビジネスサービス株式会社設立	2018	H30	預金量4,000億円達成
1988	S63	全国信組ネットキャッシュサービス(SANGS)開始	2020	R2	営業量(=預貸和)7,000億円達成
1991	H3	全国キャッシュサービス(MICS)開始	2022	R4	けんしんプラザ開所
			2023	R5	創立70周年記念日11月26日



令和7年度の 業績ハイライト

預金・貸出金の状況

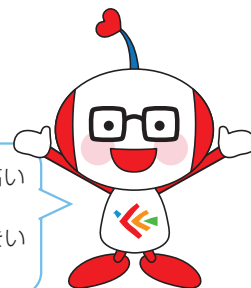
預金について



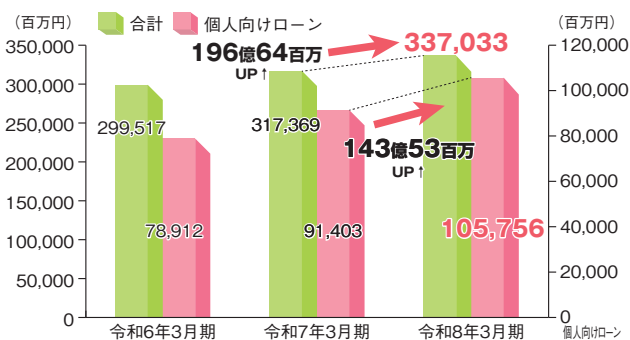
5,122億円
前年比+1億円

Good!

預金積金は総額、個人預金ともに高い水準を維持しているよ！
地域のお客さまから継続して信頼をいただいている証だね。



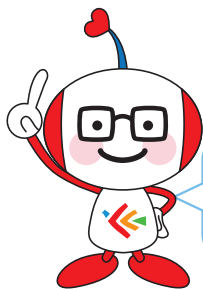
貸出金について



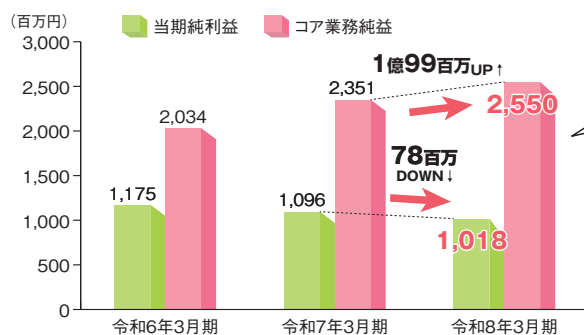
3,370億円
前年比+196億円

Good!

貸出金は、13期連続でアップしたよ！
個人のお客さまからのローン借入残高も大きく伸びているね。



収益の状況



25億円
前年比+1億円

Good!

コア業務純益は、融資推進による貸出金利息収入の増加のお陰で、昨年よりアップしたよ。



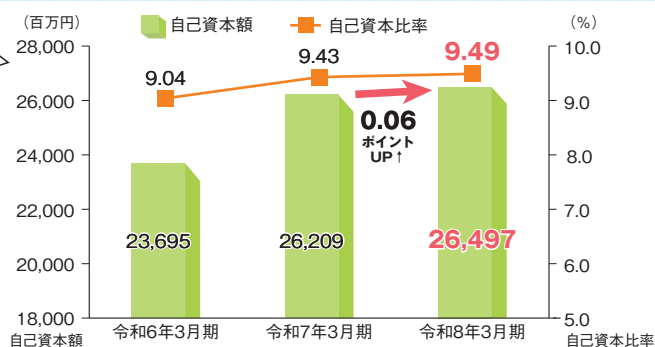
自己資本の状況



Good!

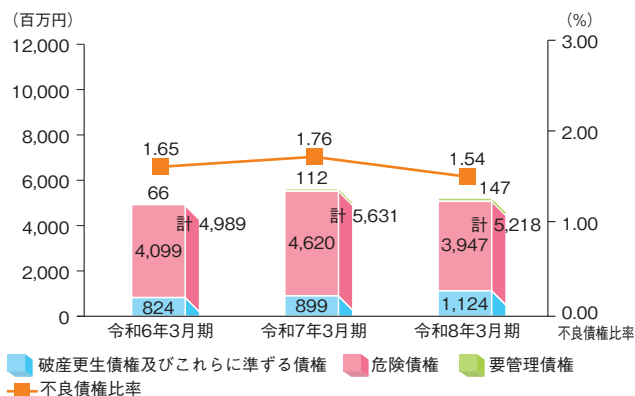
自己資本は、組合員の皆さまからの出資金や当期純利益などの積み上げの結果です。
けんしんの自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る水準を維持し、高い健全性を確保しているね！

9.49%
前年比+0.06%



資産の健全性について

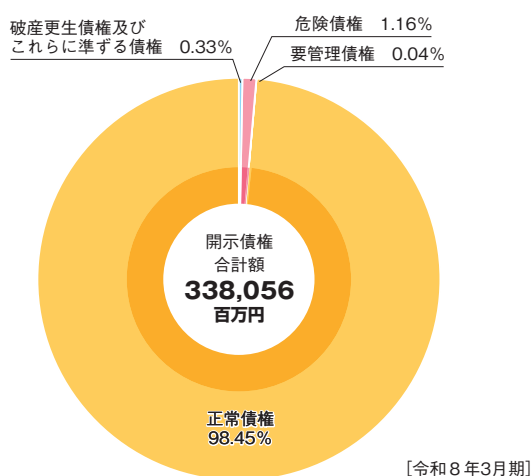
金融再生法上の不良債権比率と不良債権額の推移



お取引先の財務内容や経営状況等をもとに区分する資産の査定を行っており、この厳格な資産の自己査定の実施により、貸倒損失に備えた適正な引当金等を計上し、充分な保全を行っております。

なお、要管理債権(3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)については、正常債権よりリスクは高く、その管理に注意を要するものですが、全てが回収不能債権となるものではなく、当組合による改善支援とお取引先の自助努力により、経営改善が図られるよう積極的な取り組みを行っております。

金融再生法上の開示債権構成比



用語解説

業務純益・コア業務純益

業務純益とは、金融機関が本来業務でどれだけの利益をあげたかを示す収益指標で、一般企業の「営業利益」に該当します。

コア業務純益とは、業務純益から一時的な変動要因を控除したもので、金融機関本来業務の収益力をより反映したものです。

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} - \text{債券関係損益} + \text{一般貸倒引当金繰入}$$

自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産(リスク・アセット)に対する出資金や内部留保、引当金等の自己資本の占める割合を示す数値です。国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準を維持することが求められております。



主要な経営指標の推移

主要な経営指標の5カ年推移は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,284	6,819	7,284	7,324	9,244
経常利益(損失)	728	1,842	1,546	1,296	1,611
当期純利益(損失)	681	1,810	1,175	1,096	1,018
預金積金残高	485,121	501,917	514,298	512,073	512,236
貸出金残高	270,149	276,969	299,517	317,369	337,033
有価証券残高	101,439	116,324	104,236	108,292	99,970
総資産額	543,350	538,357	539,896	537,745	537,431
純資産額	21,035	21,195	22,011	22,103	20,553
自己資本比率(単体)	9.01%	9.20%	9.04%	9.43%	9.49%
出資総額	13,938	14,091	13,969	15,359	14,616
出資総口数	139,384千口	140,917千口	139,695千口	153,596千口	146,167千口
出資に対する配当金	108	111	112	150	195
職員数	401人	412人	399人	403人	393人



大分を元気にプロジェクト

— 地域のために、お客さまとともに —



大分を元気にプロジェクト

■ 地方創生等への取り組み

けんしんでは、大分県・大分県内全ての市町村と包括連携協定や覚書を締結し、金融商品の開発、共同で健康セミナー等を開催するなど、更なる連携強化に注力しております。また、自治体以外の法人・各団体とも連携協定等を締結しており、地方創生に資する様々な取り組みを行っております。



日出町、九州電力株式会社 大分支店
(令和7年4月)



日出町、株式会社バイウィル
(令和7年4月)



大分県高等学校教育研究会商業部会
(令和7年5月)



観光施設連絡協議会
(令和7年9月)



大分県保険医協会
(令和7年10月)



大分キャノン株式会社
(令和7年11月)



株式会社まちのわ
(令和8年1月)



大分県立工科短期大学校
(令和8年2月)

■ 地方創生 健康への取り組み

□ 健康セミナーを開催

包括連携協定に基づいた、地方公共団体・国立大学法人大分大学ならびに関係団体と共同で平成29年2月より「健康セミナー」を開催しています。令和7年度までに県内15市町村で計41回開催し、累計で約6,900名にご参加いただきました。



□ 健診通知用封筒を寄贈

けんしんでは、特定健診の更なる受診率向上に繋げるべく、令和7年度は県内9市町へ健診通知用封筒計64,800枚を寄贈しました。



■ 地方創生 観光への取り組み

けんしんでは、大分県が有する日本一の湧出量と源泉数を誇る温泉や、歴史ある神社・仏閣など日本独自の文化体験といった地域資源を磨くことで、国内外から多くの観光客が大分県を訪れ、地域経済の活性化に繋がる仕組みづくりに向けて、行政機関を含む様々な企業・団体と連携した取り組みを行っています。

□ 「宇佐国東半島 観光・地域振興広域連携Project」 推進協議会の活動

けんしんでは、地方創生の基幹施策として、観光・地域振興への取り組みを推進しており、中でも宇佐国東半島地域において、関係自治体様や事業者・団体様と連携協力した「宇佐国東半島 観光・地域振興広域連携Project」を立ち上げ、体験型観光の造成や情報発信の多様化等、交流人口の増加と経済効果創出に向けた具体的な取り組みを進めています。

令和8年1月には、推進協議会の一環としてこれからの高付加価値の観光振興・戦略を考える「宇佐国東半島および阿蘇・高千穂・別府の魅力公開フォーラム」を開催。本協議会に参加する宇佐市長、国東市長、別府市長、阿蘇市長、高千穂町長が集結し、当組合理事長を交え、意見交換を行い大分県および九州の広域の情報提供の機会を設けました。



フォーラムのポスター



フォーラムでの集合写真

令和8年4月1日現在

宇佐国東半島観光・地域振興広域連携Project

会員市町村(五十音順)

阿蘇市

日出町

宇佐市

姫島村

杵築市

豊後高田市

国東市

高千穂町

別府市

大学

立命館アジア太平洋大学
別府大学
別府大学短期大学部

会員グリーンツーリズム団体

NPO法人安心院町GT研究会
豊後高田市GT推進協議会
国東市観光協会GT事業部
山香GT研究会

宇佐国東半島

観光・地域振興広域連携Project

produced by 大分県信用組合

協力団体

国東半島宇佐地域
世界農業遺産
おおいだ姫島ジオパーク
推進協議会

会員企業・団体

日本航空株式会社

JR西日本グループ
株式会社日本旅行

一般社団法人日本ファームステイ協会

一般社団法人高千穂町観光協会

東京海上日動火災保険株式会社

セコム株式会社

ANAインターコンチネンタル
別府リゾート&スパ

JCOMマーケティング株式会社大分支部

株式会社minsora

株式会社よしもと
セールスプロモーション&
エリアアクション

大分県信用保証協会

The Japan Travel Company 株式会社

日本アジア投資株式会社

株式会社行楽ジャパン

トヨタカローラ大分株式会社

観光施設連絡協議会

オブザーバー

熊本県信用組合

組成団体（事務局）

大分県信用組合

交流人口増加、交流滞在時間拡大による経済波及効果の推進



地域の皆さまでともに。

令和7年度の主な活動

第34回けんしん美術展

県内の優れた洋画・日本画家の発掘と育成、さらには美術活動の振興を目的として平成4年(1992年)に始まった「けんしん美術展」は、令和7年度で第34回となりました。

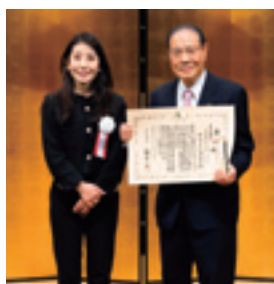
今年度も昨年に引き続き、おおいた障がい者芸術文化支援センターのご協力のもと、「障がい者アート」作品展を同時開催いたしました。また、巡回展はけんしんプラザと安岐支店にて行いました。



「第14回健康寿命をのばそう!アワード」〈生活習慣病予防分野〉厚生労働大臣優秀賞の受賞

令和7年11月26日に大分県民の健康寿命延伸を支援する取組みが「第14回健康寿命をのばそう!アワード」〈生活習慣病予防分野〉における厚生労働大臣優秀賞を受賞しました。

本受賞について、大分県の健康寿命日本一において中心的な役割を果たしている大分県知事佐藤樹一郎氏と国立大学法人大分大学北野正剛学長に報告しました。



ピーターパンカードでの支援活動

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族の、こころと身体の健全な育成を支援するカードです。

けんしんでは、令和8年3月に『株式会社 ミライ』(大分市)様へ、このピーターパンカードの寄付金として113,099円を贈呈いたしました。

信用組合業界は「しんくみピーターパンカード」での支援活動を通じ、さまざまな支援事業に取り組んでおります。

一般財団法人けんしん基金

昭和58年に高齢者福祉事業の支援を目的として設立し、各種事業への支援を行っております。

令和7年度は、2つの事業所へそれぞれ車椅子2台を寄贈いたしました。

当組合はこの基金を通じて、地域社会への貢献に積極的に取り組んでまいります。



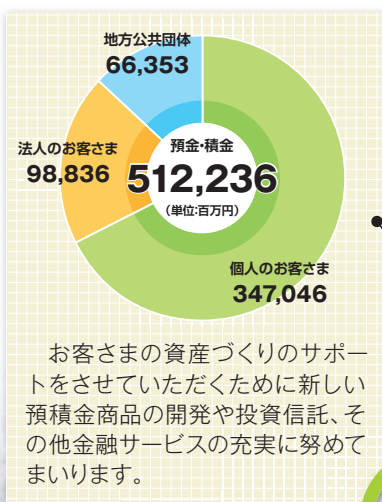
地域とともに、助け合い、そして発展へ

けんしんの 経営姿勢

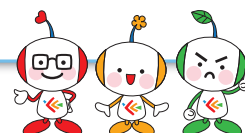
けんしんは大分県下全域を営業地区とし、地元の皆さまや中小企業者の方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという“相互扶助の理念”に基づき運営されている協同組織金融機関です。

地域の皆さまとより親密な会話を交わしながら、豊かで活力のある暮らしをともに考え、金融サービスの向上に努め、さらに幅広い活動を通じて地域社会の発展に貢献することを常に考えています。

地域の皆さまとともに、助け合い、そして発展へ



地域貢献活動



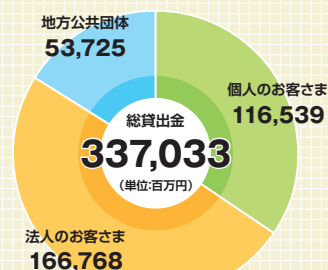
お客さま一人ひとりの顔が見える対話を大切に、最も身近な頼れる相談相手としてお役に立ちたいと考えています。地域や皆さまへの社会的・文化的な貢献を積極的に行っています。

- 同友会活動 / 中小企業支援 / 専門家派遣
- 経営革新 / 再生支援 / 金融円滑化への取り組み
- 地域活性化 / 組合員優遇 / 各種サービス利便性向上 など

街へ暮らしへ
気持ち いっぱい



お客さまからお預りした大切な預金・積金を、地域発展に寄与できるよう、中小企業の皆さまや個人の皆さまのニーズに合った融資に取り組んでいます。



有価証券など 貸出金以外の運用

187,834百万円

預金・積金のうち、貸出金以外の預け金や有価証券は流動性が高く、安全な方法で運用しています。

地域に信頼される金融機関として

けんしんは、協同組織である金融機関として高い公共性と社会的責任を有しています。そのためには、業務の健全性や適切な運営、そしてこれらを通じた揺るぎない信用と信頼の確立が不可欠であると考えています。

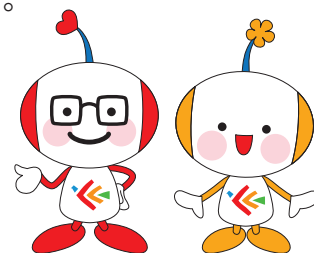
この使命を果たすために、各種法令やルールへの遵守はもちろんのこと、社会的規範を全うすることを重要な課題として、けんしん役職員の一人ひとりがこれを十分に認識して、真に地域に信頼されるため、日々の業務に取り組んでいます。

けんしんは、仕事に誇りと責任を持ち、常に新たな目標に向かって躍進してまいります。



地域に根付く、 皆さまの金融機関をめざして！

「感謝・創意・挑戦・信用・喜び」それが私たちのテーマです。



お客さま、地域に継続して 支援してまいります。

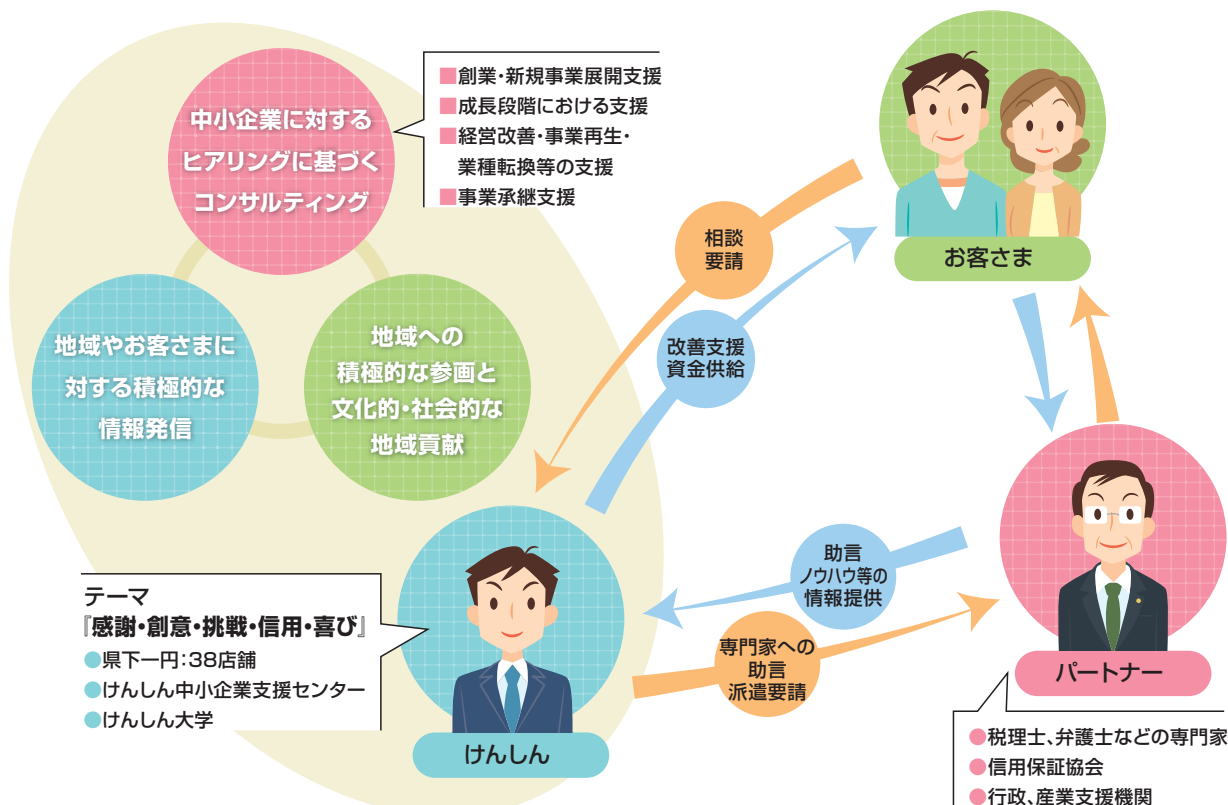
けんしんは、常に環境変化を先取りし、質の高いサービスの提供を通して、地域とともに成長することを目指しています。地域の問題を優先的に考え、より良くしていくため、大分県及び県内全ての市町村や各種団体と各種連携協定を締結しており、令和7年度は新たに、大分県高等学校教育研究会商業部会、観光施設連絡協議会、大分県保険医協会、大分キヤノン株式会社、株式会社まちのわ、大分県立工科短期大学校と提携いたしました。

また、既存の連携を生かし、カーボンニュートラル等個別の課

題解決に向けた、複数の関係者間の連携協定を締結した他、大分県高等学校教育研究会商業部会等との連携に基づいた県内企業の企業説明会開催など、県内企業の人材不足解消に向けた活動の継続、観光コンテンツの強化に向けた取り組みや地域通貨等の地域情報プラットフォームの提供を開始いたしました。

今後も、地域金融及び中小・小規模事業者の専門金融機関として、更に付加価値の高い金融ソリューションの提供を可能とする態勢を拡充し、地域密着型金融を推進してまいります。

お客さまの抱える問題やご要望にお応えするために、
様々な専門家と連携サポートし、バックアップします。





高崎山



府内城址



別府の湯けむり



海地獄

具体的な活動

経営環境の変化に応じた お客さまへの支援強化

地域や人との関係が希薄になりつつある中で、当組合は今こそ地域金融機関・協同組織金融機関として、中小企業の皆さまや個人の方々との関係を深め、そして応援し、お力にならなければならないということを重要な使命であると考えています。

そのため、お客さまからの資金需要のお申込みや貸付条件変更等のご相談はもちろん、お客さまとのコミュニケーションを大事にし、ニーズに合ったサービスの提供や問題解決のための支援を引続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

補助金を活用した支援

当組合は、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援認定機関として、各種補助金を活用し、中小企業や創業を目指す方への支援を積極的に行っています。

利子補給を活用した中小企業支援（本店営業部）

「省エネルギー設備投資利子補給金申請支援」

「省エネルギー設備投資利子補給金」は、事業者が省エネルギーに資する設備を導入する際、民間金融機関等からの融資にかかる利息の一部を国が補給する制度です。この制度を利用することにより事業者の資金調達の負担を軽減し、省エネ投資を促進することから、当組合は「令和4年度省エネルギー設備投資利子補給金」の指定金融機関公募に申請し、採択を受けました。

本店営業部では、鉱石採取業の事業者様より採掘鉱山内で運搬するタンブトラックの新設計画について相談を受けたことから当該利子補給金の活用を提案、その後事業者様による申請申込みをうけ、令和7年7月に交付決定され令和12年度までの5年間利子補給金を受けることになりました。当組合は今後も省エネ投資を支援してまいります。

※省エネルギー設備投資利子補給金の新規融資公募は終了しております。



環境省認証登録制度の支援（宇佐支店）

「環境省認証登録制度『エコアクション21』の認証・登録支援」

中小企業支援センターでは、「エコアクション21」を推進しております。「エコアクション21」とは、環境省が策定した日本独自の環境経営システム(EMS)です。中小企業が容易に取り組めるよう設計されており、CO₂排出量や廃棄物の削減、節水などの環境活動を通じた「環境負荷の低減」と「経営の効率化」を同時に実現することを目的としています。

また、当組合では企業の脱炭素化に向けた知識を持った環境省認定資格「脱炭素アドバイザー・ベーシック」の有資格者がおり、取引先の環境問題を伴走支援しております。

宇佐支店有資格者の職員がお客様に「エコアクション21」を提案したところ、関心を示していただき、認証・登録の支援を依頼。令和7年6月からお客様とともに登録申請を実施し、令和8年4月に「エコアクション21」の認証を取得されました。



知的財産経営支援（竹田支店）

「地産肉牛『あさじ牛』ブランド化への取り組み」

大分県内には優れた地産肉牛が数多くありますが、繁殖から肥育、食肉加工、卸売、小売販売までを一貫して手掛ける事業者は多くありません。そのような中、朝地町の合同会社朝地牛は、高品質な牛肉を全国の著名なブランド牛市場に供給しています。朝地町ではかつて地域ブランド牛の生産に取り組んでいましたが、2019年を最後に生産が途絶えていました。しかし、同社は2021年に取り組みを再開し、地域ブランド牛『あさじ牛』の復活を実現しました。これは、地域の豊かな自然や畜産文化を次世代へ継承していくという思いを込めた挑戦でもあります。

ブランド価値向上の第一歩として『あさじ牛』の商標登録を目指しましたが、当初は特許庁から拒絶理由通知書を受領しました。その後、中小企業支援センターと連携しながら対応策を検討し、再出願することができました（現在出願中）。商標は、商品やサービスの識別機能に加え、品質保証や宣伝広告、さらには顧客からの信頼やブランド価値の形成に寄与する重要な知的財産です。今後も『あさじ牛』のブランド価値向上と商標の有効活用に向け、継続的に支援していきます。



ふるさとの風景
—日田市—



豆田町



日田温泉

ふるさとの風景
—玖珠町—



伐株山



豊後森機関庫

「経営者保証に関する取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【経営者保証に関する取組方針】

詳しくは、けんしんホームページ

https://www.oita-kenshin.co.jp/policy/documents/management_guarantees.pdf

をご覧ください。

2次元コード



【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	431件	474件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.31%	17.38%
保証契約を解除した件数	10件	36件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

けんしん大学における取組み事例～お客さまと共に考え、学ぶ取組み～

今日の多様化・複雑化した経済・社会環境変化に対して、中小企業の皆さまは多くの問題をかかえており、自社だけでは解決できない事柄や私たちを取り巻く様々な問題や出来事について、共に考え、学んでいく取組みを行っています。

事例

目指すべき食生活～見て触って学ぶ栄養講座～

大分県が政策目標として掲げる「男女とも健康寿命日本一」について、直近発表のデータにおいて、「男性25位」「女性10位」と前々回からダウンしました。

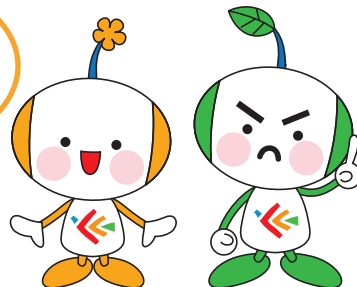
県では引き続き「健康寿命日本一おおい創造会議」をプラットフォームとして、塩分控えめで野菜たっぷりな食事「うま塩もつと野菜」の普及、「健康経営事業所」の登録数を増やし、事業所ぐるみの健康づくりを促進するとともに、リニューアルした健康アプリ「おおいたあるとつく」も活用した様々な取組み等を推進し、「健康寿命日本一」を目指しています。

こうした中、当組合としても「健康寿命延伸・健康経営推進」に貢献すべく、「けんしん大学」において、多様な健康関連のアライアンスパートナーとの連携を活かした講座を開催しました。

令和8年2月に開催した講座では、公益社団法人大分県栄養士会様より、廣瀬 大様を講師にお迎えし、「目指すべき食生活～見て触って学ぶ栄養講座～」と題し、座学での生活習慣病に係る学習に加え、身近な食品の塩分や油、砂糖を「見える化」したワークショップを行う等、食生活の改善のきっかけとなる貴重な学びの機会となりました。



けんしん大学はお客さまと
けんしん職員が共に学べる
場所なんだ



参加は無料です。気軽にご参加ください。
詳しくは、けんしんホームページ
<https://www.oita-kenshin.co.jp/jyukou/>
をご覧ください。

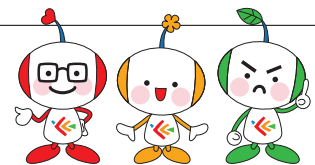
2次元コード→





安心と安全。 そしてますます便利なけんしんへ

安心と安全への取り組みについて



けんしんでは、お客さまに安心してサービスをご利用いただけるように、さまざまな安全対策を行なっております。

ご預金払戻し時の 本人確認についてのお願い

盗難通帳などによる不正な払戻しの被害を防止するため、ご預金の払戻しの際、ご来店された方の本人確認に加え、預金者ご本人以外の方が来店された場合には「預金者ご本人が払戻しの事実をご存知かどうか」について、預金者ご本人さまに電話等により確認をさせていただく場合がございます。

お客さまには、大変ご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応でございますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

視覚等に障がいをお持ちの お客さまへの窓口対応について

視覚障がいのある方にも安心してご利用いただけるよう、書類への記入が困難で、かつお客さまの本人確認および意思確認を十分に行なうことができる方に限り、ご親族などの同行者の方からの代筆をお受けします。また、申込書等の書類の代読についても、随時ご対応させていただきます。

けんしんでは、視覚等に障がいをお持ちのお客さまがスムーズにかつ安心してご利用していただけるよう、窓口でのサービス向上に努めております。

インターネットバンキングサービスの セキュリティ強化について

インターネットバンキングサービスにおいて、個人向けサービスではリスクベース認証およびワンタイムパスワード機能、法人向けサービスでは電子証明書機能およびワンタイムパスワード機能、また、個人向け法人向け共通で「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」（不正送金、フィッシング対策ソフト）等をご提供しております。ご利用方法につきましては、当組合のホームページをご覧ください。

預金規定等の暴力団排除条項の導入について

けんしんでは、すべての預金規定および貸金庫・保護預り規定に「暴力団排除条項」を導入しております。

新規取引申込み時に、反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いし、本表明・確約をいただけない場合は、取引きをお断りさせていただきます。

けんしんは、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを積極的に行なってまいりますので、お客さまには、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ATM による暗証番号変更

ATM 画面上から、お客さまご自身のキャッシュカードの暗証番号を簡単に変更することができます。

近年、キャッシュカードの盗難・偽造等によりATMを利用した預金等の不正払戻し被害が急増していることから、キャッシュカードの暗証番号をご本人またはご家族の「生年月日」や「電話番号」、「車のナンバー」など他人に推測されやすい番号にされている場合は、早急に暗証番号を変更されるようお願いいたします。また、定期的な暗証番号の変更をお勧めいたします。

カードの紛失・盗難・偽造等の被害連絡先

万一、キャッシュカードの紛失や盗難、偽造などの被害にあった場合は、そのカードが使われないようにお手続きしますので、下記までご連絡ください。

曜日	受付時間帯	受付先	受付先電話番号
平日	0:00～8:40	自動機集中監視センター	0120-616-118
	8:40～18:00	けんしん各店舗	店舗電話番号 (P22～を参照ください)
	18:00～24:00	自動機集中監視センター	0120-616-118
土日・祝	終日24時間		

※第2・4土曜日23:45から翌日7:00までは受付できませんのでご注意ください。

「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与及び拡散金融対策にご協力ください

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与及び拡散金融対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み（※）について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

（※）既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ふるさとの風景
—豊後大野市—



原尻の滝



轟橋・出會橋

ふるさとの風景
—佐伯市—



本匠の大水車



豊後二見ヶ浦

けんしんの健康経営について

大分県信用組合「健康宣言」

大分県信用組合は、役職員の「こころとからだの健康」が、「金融サービスの向上に努め、地域社会の発展に貢献する」という企業理念実現のための重要な経営資源の一つと考え、「こころとからだの健康」の保持・増進に向けた健康経営を積極的に行ってまいります。

■ 目的および主な取り組み

(1) 目的

役職員のこころとからだの健康保持・増進

(2) 主な取り組み

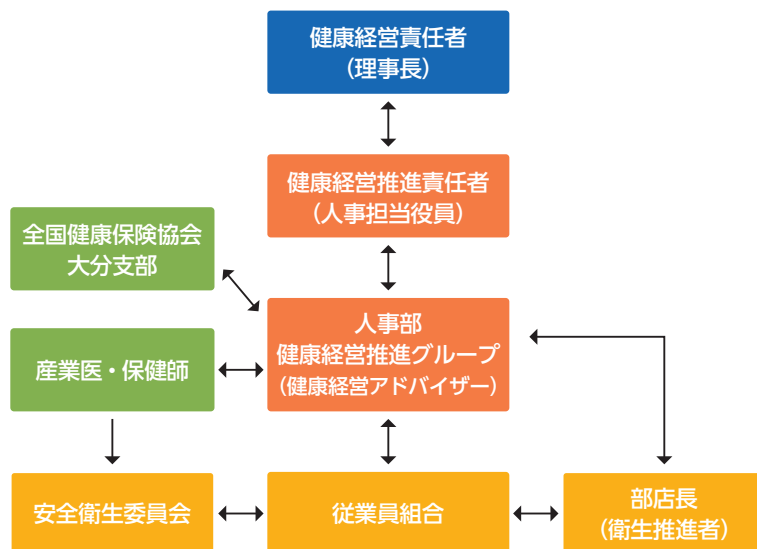
① こころの健康

- ・産業医、保健師、人事部、所属長等によるラインケアの充実
- ・復職に向けた支援の充実
- ・メンタルヘルス資格取得の支援
- ・育児、介護、病気等と仕事の両立支援
- ・キャリアコンサルタントによるヒアリング

② からだの健康

- ・定期健康診断・人間ドックの100%受診の徹底
- ・精密検査受診率向上
- ・有給取得率の向上
- ・就業時間全面禁煙
- ・長時間労働の抑制

■ 健康経営推進体制



その他詳細は当組合
ホームページをご覧ください→



セブン銀行ATM で24時間ご利用いただけます

けんしんのキャッシュカードなら、全国のセブン銀行ATM で24時間・365日ご利用いただけます。所定の時間帯はご利用手数料が無料です。

ますます便利な、けんしんの店舗・ATM ネットワークと合わせてご利用ください。

		0:00 8:45 9:00	14:00 18:00 24:00
お引出し お預入れ	平日	110円	無料
	土曜日	110円	無料
	日曜・祝日	110円	
残高照会	平日	無料	
	土曜日	無料	
	日曜・祝日	無料	

※上記手数料には消費税相当額が含まれます。



平日・土曜日は*
手数料

0 円

*一部時間帯を除く



ほぼ
24
時間
365
日

使えます。



ライフプラン・シミュレーション

ライフプランとは、ご自身やご家族の人生設計です。お子さまの教育、マイホーム、セカンドライフの夢など、それぞれのライフプランに応じた商品をご案内いたします。

安心と安全。そしてますます便利になんしへ／ライフプラン・シミュレーション

セカンド ライフ

退職者専用定期預金 「彩～いろいろ」

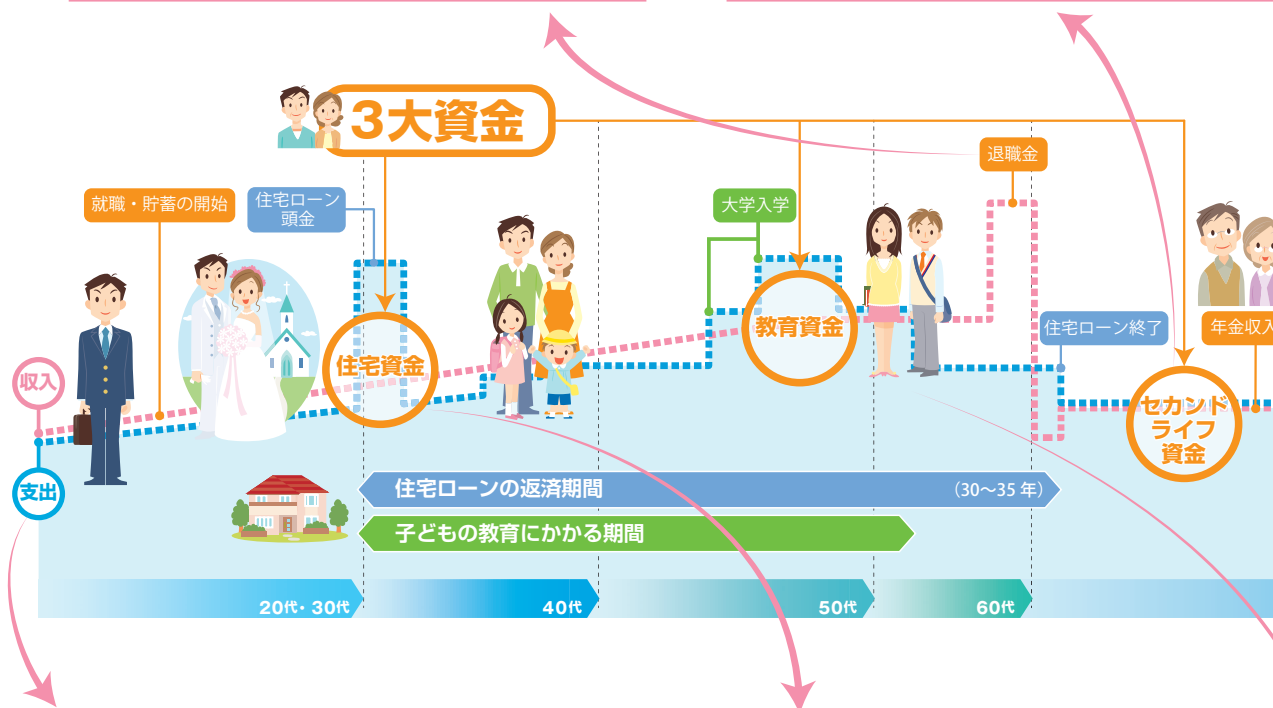
ご退職される皆さまへ、これからの生活に「彩～いろいろ」を。
特別優遇金利でお預かりする定期預金です。



セカンド ライフ

スーパー定期 「やすらぎ、やすらぎ500」

特別優遇金利でお預かりする定期預金です。
公的年金を受給される方で、当組合に年金振込口座をお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。



フリー

ニューワイド・フリーローン

ご返済中のローンやクレジットもひとまとめに。使いみちはご自由のフリーローンです。



住宅

住まいる市場(マーケット)Ⅲ

住宅ローンは初めての方がほとんどです。お客さまの夢実現のために、けんしんがお手伝いします。お気軽にご相談ください。



マイカー

マイカーローンプラス

マイカーの購入、修理、車検、免許取得費用にご利用いただけます。



教育

スペシャル教育ローン

学校に入学または在学する子弟の教育資金等にご利用いただけます。けんしんは、頑張る子どもたちをサポートします。





取扱商品のご案内

預 金

種 類		お預入れ期間	お預け入れ金額	特 色
総合口座(普通・定期)		自 由	1 円 以 上	受け取る、支払う、貯める、借りるが一冊の通帳で OK。
期 日 指 定 定 期 預 金		3 年 以 内 (1年据置)	1,000円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得な預金です。長期の運用に有利です。
定 期 積 金		1 年 ～ 5 年	目 標 別 の 所 定 金 額	毎月コツコツお積み立ていただき、目標月に大きな資金をお受取りになれる預金です。
財 形 預 金	一 般 財 形 預 金	3 年 以 上	1,000円以上	貯蓄目的は自由。お給料やボーナスからの天引きで知らず知らずのうちに大きくなります。
	財 形 年 金 預 金	5 年 以 上	1,000円以上	勤労者の老後を支える個人年金。財形住宅預金と合算して最高550万円まで非課税となります。
	財 形 住 宅 預 金	5 年 以 上	1,000円以上	住宅取得資金専用の財形預金。住宅取得であれば5年以内でも支払いができ、かつ非課税となります。
当 座 預 金		自 由	1 円 以 上	商取引代金のお支払に便利で安全な小切手・手形のための預金です。
普 通 預 金		自 由	1 円 以 上	ご自由に出し入れができ、家計簿がわりに使える預金です。
貯 蓄 預 金		自 由	1 円 以 上	普通預金より有利なお利息の個人専用預金です。普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。
通 知 預 金		7 日 以 上	5 万 円 以 上	まとまった資金の短期運用に大変便利です。お引出しは2日前までにご連絡が必要です。
納 税 準 備 預 金		入金 は 自由 引出しは納税時	1 円 以 上	納税のための預金です。税金が楽に納められお利息も普通預金より高く、そのうえ無税ですからお得です。
大 口 定 期 預 金		1ヵ月～5年	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。
ス ー パ ー 定 期 預 金		1ヵ月～10年	1,000 円 以 上 1,000万円未満	金融市場の金利情勢に応じて金利が決定されます。お預け入れの時の利率は満期日まで変わりません。
変 動 金 利 定 期 預 金		1 年 ～ 3 年	1,000 円 以 上	6ヵ月ごとに適用利率が見直しされます。金利上昇時に有利な商品です。
積 立 定 期 預 金		6ヵ月～5年	1,000 円 以 上	あらかじめ満期日を定めて一定の期間中に継続して積立て、満期日に一括して受け取れる有利な貯蓄性の預金です。

個人向け融資

種 類	資 金 使 途	融資金額・期間	担保・保証人など
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築、宅地購入、建売・中古マンション購入、住宅ローン借換	最 高 1 億 円 50 年 以 内	担 保 ・ 保 証 人
マ イ カ ー ロ ー ン	マイカー・単車・自転車の購入、修理、車検費用、免許取得費用、車庫等	最 高 1,000 万 円 10 年 以 内	
教 育 ロ ー ン	高校、大学等の入学金・授業料・その他関連する費用	最 高 1,000 万 円 16 年 以 内	原 則 不 要 (但し、保証会社の保証が受けられる方)
カ ー ド ロ ー ン	ご自由(事業性資金を除く)	最 高 500 万 円 3 年 ごと 更 新	
消 費 者 ロ ー ン	ご自由(事業性資金を除く)	最 高 1,000 万 円 15 年 以 内	
資 産 活 用 ロ ー ン	ご自由(事業性資金を除く)	最 高 2,000 万 円 2 年 ごと 更 新	担 保 ・ 保 証 人
ア パ ー ト ロ ー ン	賃貸専用の共同住宅(アパート、マンション等で4戸以上)の新築・購入(中古を含む)・増改築及び借換資金	最 高 3 億 円 30 年 以 内	担 保 ・ 保 証 人

ふるさとの風景
—中津市—



中津城(奥平家歴史資料館)

ふるさとの風景
—宇佐市—



一目八景



宇佐神宮



分寺橋

事業者向け融資

種 類	内 容
エ ー ス カ ー ド (事 業 者 用 カ ー ド ロ ー ン)	資金使途は事業性に限りです。融資金額は最高1,000万円、期間は2年間。 500万円超は有担保。大分県信用保証協会の保証が受けられる方、原則保証人1名以上。
ク イ ッ ク ロ ー ン	一定の極度内(最高2億円)であれば簡単な手続きで必要な時にいつでも何回でも借入できる当座貸越型専用ローンです。返済方法は「随時返済型」です。 大分県信用保証協会根保証付、不動産担保等
一 般 の ご 融 資	○手形割引……一般商業手形割引。 ○証書貸付……設備資金など長期の資金に。 ○手形貸付……運転資金など短期の資金に。 ○当座貸越……一定極度まで自由にご利用できます。
地 方 公 共 団 体 制 度 融 資	県および市町村による中小企業の皆さま向けの各種制度融資をお取り扱いしております。
代 理 貸 付 業 務	政府系金融機関などの取扱窓口として各種代理業務を取り扱っております。 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、中小企業基盤整備機構、住宅金融支援機構、農林漁業信用基金など。
やさしさライブビジネス支援資金	女性や高齢者などの創業・新事業、福祉・環境など社会性のある事業を支援するための資金です。
けんしん中央会融資	中小企業組合等の活性化を図り、県内中小企業者の発展に資するための資金です。
ビジネスチャンスローン (個 人 事 業 者 専 用)	個人事業者専用。資金使途は事業性(設備・運転・借換)に限りです。 融資金額は最高500万円、期間は10年間。担保・保証人・見積書不要。

健康寿命日本一おうえん 定期預金“あるとっく”

あるとっく を利用して健康づくり！けんしんは充分長寿の健康をおうえんします！

健康寿命日本一おうえん定期預金
“あるとっく”

お預入れ金利 年0.575%

貸付金利 年0.375% + 上乗せ金利 年0.20%

抽選で美味しい県産品をゲット!

ご契約継続100円で10名、200名なら20名にプレゼント!

大分県信用組合

住宅ローンプラスワン

住宅ローンご利用者さま専用プリローン

お融資利率 年4.450%

他金融機関住宅ローンと利用費が最大2割減!!
まちはお祝い金にしたい!!

用途は自由!!
お借入中のローンの返済と並行してご利用いただけます

最長15年でゆとりある返済!!
ご返済額もご指定いただけます

担保・所得証明書不要!!
100万円以上お借入の場合

大分県信用組合

ビジネスチャンスローン

スピード審査 / 手続きカンタン!

個人事業者向け
ビジネスチャンスローン

担保・保証人・見積書不要 確定申告書・所得証明書不要

個人事業者向けに事業資金および消費資金として
お使いいただけるとても便利なフリーローンです!

融資限度額(借入・借換・借入)および
返済方法

返済利率 年5.0%

返済期間 10年以上10年以内

大分県信用組合

フリーローン スーパーアシスト

フリーローン
スーパーアシスト

お申込みは近くの営業店・真直FAX事前審査で!

ご融資利率 年6.0%~
※固定金利(保証料別途)

返済期間 最長15年
※お借入額により返済期間が異なります

ご融資金額 最高500万円

お使いみち自由!
借り換えもOK

大分県信用組合

けんしんプレミアムカードローン

けんしん
プレミアムカードローン

お使いの自由

2,000円~ 借入500万円

お借入利率 年5.0~14.5%

大分県信用組合

けんしん サステナブルカードローン

けんしん
サステナブルカードローン

お借入利率 年4.9%

大分県信用組合

商人繁盛プラス

地元事業者の応援!!
商人繁盛プラス

大分県信用組合

やさしさライブビジネス 支援資金(YLB 融資)

やさしさライブ
ビジネス支援資金

お借入利率 年2.825%~ 借入1500万円

大分県信用組合



ふるさとの風景
—国東市—



両子寺



黒津崎海岸

ふるさとの風景
—杵築市—



杵屋の坂



杵築城

各種サービス・その他業務の主なもの

種 類	サービスの内容
自動受取サービス	お給料やボーナスのほか、厚生年金や国民年金などが、ご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHK・税金・各種の保険・クレジット代金などを、預金口座から自動的にお支払いいたします。
自動送金サービス	毎月の振込額と振込日を指定いただき、以後は自動的に毎月お振込みいたします。
キャッシュサービス	けんしんのキャッシュカードで、MICS 加盟金融機関およびセブン銀行、イオン銀行、ゆうちょ銀行の ATM で預金のお引出しと残高照会がご利用いただけます。また、セブン銀行、ゆうちょ銀行および入金ネット提携金融機関の ATM でカードによる現金のお預入れがご利用いただけます。
デビットカードサービス	けんしんのキャッシュカードでお買物ができます。(ジェイデビットのマークのある加盟店のみ)
QRコード・スマホ決済サービス	チャージや口座からの直接引き落としにより、スマホ決済アプリ(Bank Pay・J-Coin Pay・PayPay)での各種お支払いがご利用いただけます。
こ ら 送 金 サービス	Bank Pay アプリを利用して、10万円以下の送金が手数料無料でご利用いただけます。
ク レ ジ ャ ッ ト サービス	クレジットカード (VISA・JCB・OC など) のお取り扱いをいたします。
為 替 サービス	振込・送金・手形の取立など迅速・正確・安全に行います。外国為替の取次や米ドルの売買もいたします。
個人向けインターネット・バンキングサービス	お手持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、振込・振替、残高照会、入出金明細照会、税金・各種料金払込、定期預金預入・照会がおこなえます。
法人向けインターネット・バンキングサービス	オフィスのパソコンからインターネットを通じて、振込・振替、各種照会、税金・各種料金払込、総合振込・給与(賞与)振込、口座振替がおこなえます。
で ん さ い サービス	でんさいにかかる各種記録請求をお取引いただけます。
貸 金 庫	有価証券、預金証書、権利証、貴金属など大切な財産や貴重品を安全にお預かりいたします。 なお、貸金庫設置店舗は本店営業部、明野支店、光吉支店、高田支店です。
夜 間 金 庫	お店の売上金の盗難防止・紛失防止に役立ち安心です。
保 険 窓 口 販 売	長期火災保険、個人年金保険の窓口販売をおこなっています。
投 資 信 託 窓 口 販 売	お客さまの幅広い資金運用ニーズにお応えするため、投資信託の窓口販売をおこなっています。
国 債 窓 口 販 売	お客さまの幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債の窓口販売をおこなっています。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

休眠預金の取扱い

平成30年1月から休眠預金等活用法が施行されています。10年以上お取引がない預金は休眠預金として民間公益活動に活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きをおこなっています。

ホームページにも「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への休眠預金等の移管に関する公告」を掲載しておりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

移 管 対 象 となる 預 金 等	2015年10月1日から2016年9月30日が最終移動日等となる預金等
預 金 保 険 機 構 へ の 納 期 限	2027年2月10日(休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日は異なります。)
休 眠 預 金 等 代 替 金 等 の 支 払 い 請 求	預金保険機構への納付日において、当該預金等の預金債権が消滅いたします。ただし、消滅した預金債権に係る預金者であった者は、大分県信用組合を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭(休眠預金等代替金)の支払いを請求することができます。



令和8年6月26日現在

監事
上野 貴士

当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

(令和8年6月30日現在)

監査法人 アイ・ピー・オー
(令和8年7月末現在)

年 度	令和7年3月末	令和8年3月末
男 性	226人	222人
女 性	177人	171人
合 計	403人	393人



どのような組織で運営されているのですか？

▶ 総代会を中心とし、運営されています。

1 総代会制度について

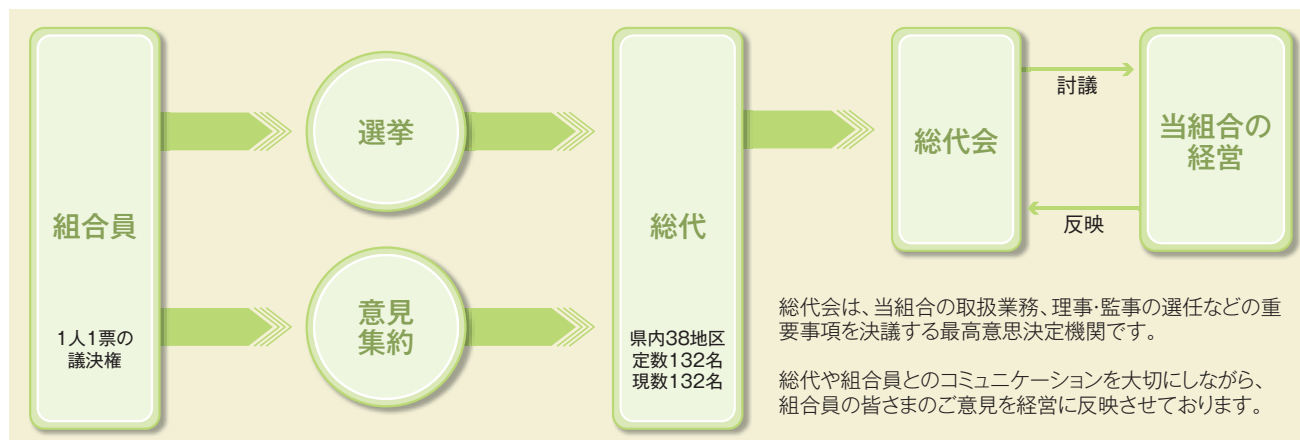
信用組合は、組合員同士の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営に参加することとなります。

しかし、組合員が大変多いため、全員での総会の開催は事実上不可能です。そこで、当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、関係法令および定款の規定に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、定款変更、剰余金処分の承認、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から定款の規定に従い適正な手続を経て選任された総代により運営されております。

また、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にしながら、組合員の皆さまのご意見を経営に反映させております。

2 総代会仕組図



3 総代の選出方法

選出
手続

●選挙区ごとに無記名・自署・1人1票(連記式)による組合員の選挙に基づき選出されます。

任期
定数

●任期は3年です。

●定数は120人以上150人以内で、組合員数等に応じて選挙区ごとに定められております。

4 総代会の議決事項

令和8年6月26日(金)に第73期通常総代会を開催し、下記のとおり報告事項の報告を行うとともに、議決事項については原案通り承認可決されました。

報告事項

- ①監事の監査報告
- ②第73期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
貸借対照表および損益計算書報告並びに事業報告

議決事項

- 第1号議案 第73期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第74期(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)
事業計画並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名の件
- 第4号議案 役員選任の件
- 第5号議案 役員報酬限度額決定の件
- 第6号議案 役員退職慰労金贈呈の件



5 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・属性別構成比

令和8年6月26日現在、順不同、敬称略

選挙区		総代 定数	総代数	総 代 氏 名							
第1区	本店営業部	11	11	有吉正幸 ⑥	岩坂正法 ⑨	後藤則義 ④	徳丸勝也 ④	長井輝南 ⑦	平尾隆一 ⑦	藤澤桂子 ②	帆玉 博 ⑥
				堀田庫士 ⑫	河野 威 ①	****					
第2区	大分駅前	3	3	青松孝佳 ⑥	織部政信 ④	松尾 悟 ⑦					
第3区	南大分	6	6	麻生浩一 ⑧	乙津茂隆 ⑨	河野敬三 ⑥	佐藤順子 ④	後藤静香 ①	玉井保子 ①		
第4区	明野	2	2	森迫俊六 ⑥	吉松憲明 ②						
第5区	鶴崎	2	2	今川正昭 ②	福本祐二 ③						
第6区	別府	4	4	木村キヌエ ⑤	西 謙二 ⑧	平野英壽 ⑥	西田陽一 ①				
第7区	上人	2	2	二宮滋夫 ③	山下謙一郎 ③						
第8区	中津	8	8	安藤元博 ⑥	清源万里子 ①	相良直子 ④	高野哲義 ⑦	武本清志 ⑥	原田勝彦 ⑤	細川 唯 ④	吉富麻里子 ④
第9区	耶馬溪	2	2	宇土修身 ④	福原好康 ⑥						
第10区	福沢通	2	2	泉 幸一 ⑥	小園正純 ⑨						
第11区	高田	7	7	小門義資 ⑧	金谷吉弘 ⑤	桑原重信 ⑧	高倉健一 ③	瀧上 茂 ⑤	山中彦之 ⑪	中村慎一郎 ①	
第12区	長洲	2	2	中原弘吉 ②	山田幸雄 ⑪						
第13区	宇佐	2	2	岡本正史 ⑩	石田敦子 ①						
第14区	香々地	1	1	黒田健一 ①							
第15区	日田	5	5	大下勝利 ⑥	川浪龍哉 ⑥	佐竹 享 ⑨	田中昇吾 ②	十時康裕 ③			
第16区	玖珠	3	3	井原武廣 ⑥	後藤征支郎 ⑮	原 孝彰 ⑦					
第17区	湯布院	3	3	江藤幸雄 ⑧	大谷 章 ⑤	田井修二 ⑪					
第18区	三重	5	5	穴南丈司 ④	伊藤逸男 ⑤	川崎幸栄 ②	玉田隆一 ⑦	渡邊円世 ②			
第19区	大野	3	3	衛藤立身 ⑨	友岡誠一 ③	茂里 剛 ③					
第20区	緒方	4	4	足立正人 ⑧	江藤龍治 ⑪	橋本祐輔 ③	三浦俊荘 ③				
第21区	野津	3	3	衛藤幸文 ④	中島 究 ⑧	羽田野美和子 ⑤					
第22区	竹田	4	4	板井良助 ⑥	甲斐正章 ⑤	佐藤春三 ⑬	首藤勝次 ②				
第23区	久住	2	2	衛藤昭二 ⑤	荒牧洋一 ①						
第24区	佐伯	3	3	久保田耕一 ⑥	戸高信義 ③	西嶋泰義 ③					
第25区	金池	3	3	尾野文俊 ⑧	藤田敬治 ③	森竹治一 ④					
第26区	豊府	3	3	楠うちばやし ⑥	平岩禎一郎 ⑧	光長 浩 ⑥					
第27区	津留	3	3	佐藤敬輔 ⑩	竹内昌一 ⑨	中山博史 ⑥					
第28区	賀来	2	2	後藤尚武 ⑦	利光直人 ③						
第29区	光吉	3	3	朝久野 浩 ⑪	佐藤圭介 ④	赤星誠一 ①					
第30区	下郡	4	4	大角秀一 ⑧	川邊哲也 ②	藤本 保 ②	松本悠輝 ③				
第31区	東大分	2	2	穴見くるみ ③	佐藤宜之 ⑦						
第32区	日出	3	3	柿本光之 ③	佐藤二郎 ⑧	吉弘秀二 ⑦					
第33区	県庁内	3	3	榎 徹 ⑧	森竹嗣夫 ⑧	渡邊節男 ⑧					
第34区	杵築	5	5	加来 隆 ⑧	河野秀明 ⑥	工藤峯生 ⑦	福永和司 ②	諸富正徳 ②			
第35区	国東	4	4	安部 徹 ⑤	伊牟田洋史 ③	松尾泰二 ⑥	平田亮一 ①				
第36区	山香	2	2	齊藤誠治 ⑧	中野健一 ③						
第37区	安岐	3	3	川田正美 ⑥	清原昌巳 ⑥	中園義和 ⑧					
第38区	大在	3	3	小野秀幸 ⑤	太田清利 ③	富沢泰公 ④					

合 計

総代定数 132 名

総代数 132 名

〔総代の属性別構成比〕

職業別：個人12.12%、個人事業主7.58%、法人役員79.55%、法人0.76%

年代別：30代以下0.76%、40代2.27%、50代8.33%、60代15.91%、70代46.21%、80代以上26.52%

業種別：製造業9.09%、農業・林業4.55%、建設業14.39%、運輸業・郵便業3.03%、卸売業・小売業20.45%、
金融業・保険業0.76%、不動産業6.82%、物品賃貸業0.76%、学術研究・専門・技術サービス業1.52%、
宿泊業3.03%、飲食業3.03%、生活関連サービス業・娯楽業5.30%、教育・学習支援業4.55%、
医療・福祉7.58%、その他のサービス5.30%、個人9.85%

(注1) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しております。

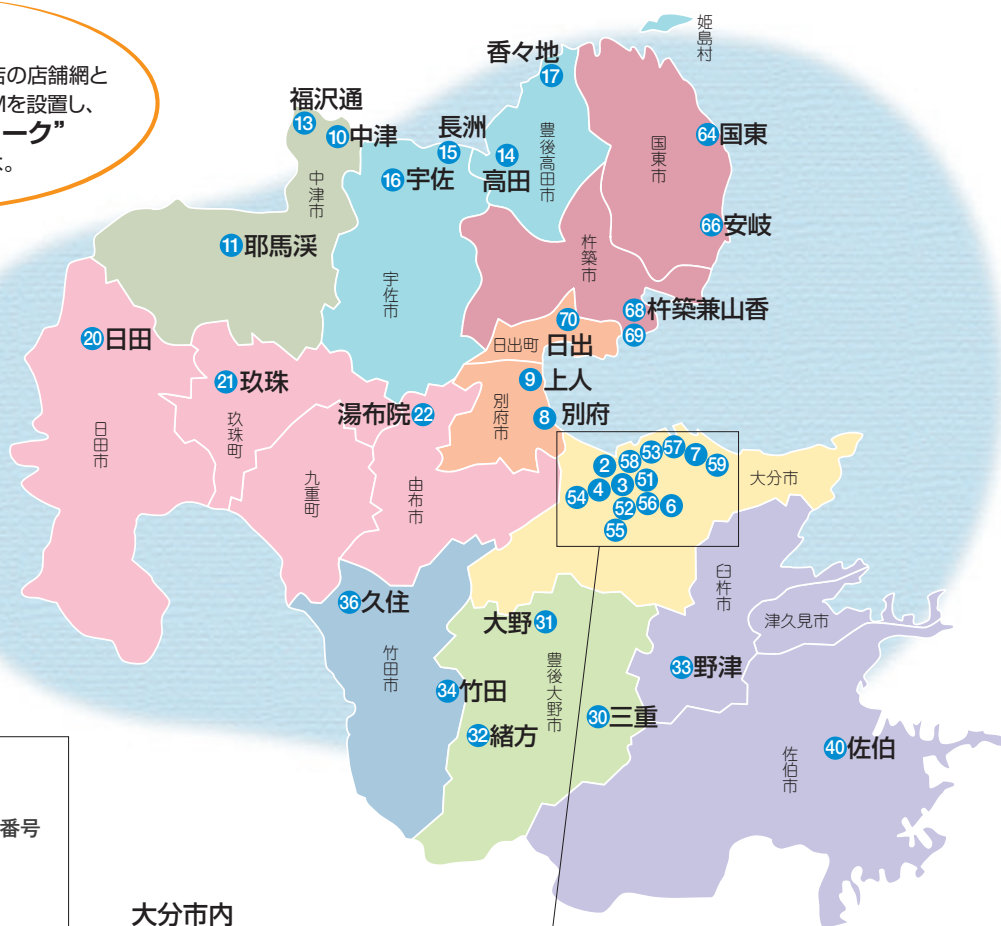
(注2) 氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「****」と表示しています。



けんしんネットワークの店舗紹介



けんしんでは、
大分県下ほぼ全域に38カ店の店舗網と
各地32カ所に店舗外ATMを設置し、
“けんしんネットワーク”
を構築しているよ。



【凡例】

- 店舗番号
- 支店名
- 住所／電話番号
- MAP
- ATMで
ご利用いただける
サービス
- ATM稼働時間

2 本店営業部
〒870-0047 大分市中島西2丁目4番1号
TEL.097-534-8201

出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00

大分市内

- | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|
| 2 本店営業部 | 3 大分駅前 | 4 南大分 | 6 明野 | 7 鶴崎 |
| 51 金池 | 52 豊府 | 53 津留 | 54 賀来 | 55 光吉 |
| 56 下郡 | 57 東大分 | 58 県庁内 | 59 大在 | |

※番号部分の色は上記地図の色と連動しております。

2 本店営業部
〒870-0047 大分市中島西2丁目4番1号
TEL.097-534-8201

出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



3 大分駅前支店
〒870-0027 大分市末広町1丁目5番8号
TEL.097-536-2422

出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



4 南大分支店
〒870-0860 大分市明徳町1丁目2番4号
TEL.097-543-8571

出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



6 明野支店
〒870-0165 大分市明野北5丁目4番10号
TEL.097-558-6906

出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



7 鶴崎支店

〒870-0101 大分市中鶴崎2丁目3番10号
TEL.097-621-3740

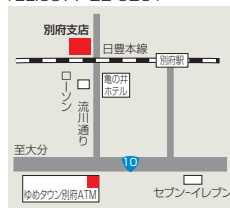


出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



8 別府支店

〒874-0930 別府市光町12番27号
TEL.0977-22-0201



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



9 上人支店

〒874-0032 別府市上人本町1番10号
TEL.0977-67-1295



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



10 中津支店

〒871-0024 中津市中央町1丁目4番3号
TEL.0979-22-2233



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



11 耶馬溪支店

〒871-0405 中津市耶馬溪町大字柿坂575番地1
TEL.0979-54-3131

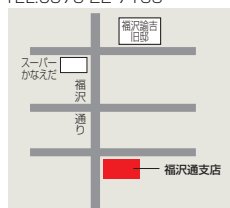


出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



13 福沢通支店

〒871-0072 中津市船町1616番地
TEL.0979-22-7133



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



14 高田支店

〒879-0624 豊後高田市本町1219番地1
TEL.0978-22-2252



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



15 長洲支店

〒872-0032 宇佐市大字江須賀2720番地の7
TEL.0978-38-1117

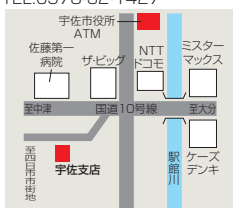


出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



16 宇佐支店

〒879-0461 宇佐市大字樋田57番地の1
TEL.0978-32-1427



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



17 香々地支店

〒872-1202 豊後高田市香々地3934番地1
TEL.0978-54-3125



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00





20 日田支店

〒877-0015 日田市中央2丁目2番17号
TEL.0973-22-6121



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



21 玖珠支店

〒879-4403 玖珠郡玖珠町大字帆足266番地の6
TEL.0973-72-1158



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



22 湯布院支店

〒879-5102 由布市湯布院町川上3056番地6
TEL.0977-84-3191

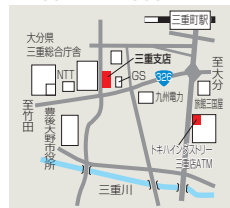


出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



30 三重支店

〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225番地1
TEL.0974-22-1068



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



31 大野支店

〒879-6441 豊後大野市大野町田中2372番地5
TEL.0974-34-2366



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



32 緒方支店

〒879-6601 豊後大野市緒方町馬場213番地5
TEL.0974-42-3141



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



33 野津支店

〒875-0201 臼杵市野津町大字野津市264番地
TEL.0974-32-2046



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~19:00 土・日・祝9:00~17:00



34 竹田支店

〒878-0012 竹田市大字竹田町552番地1
TEL.0974-63-3125



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



36 久住支店

〒878-0201 竹田市久住町大字久住6142番地2
TEL.0974-76-1143



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00 土・日・祝9:00~17:00



40 佐伯支店

〒876-0848 佐伯市城下東町1番17号
TEL.0972-22-1848



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



51 金池支店

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
TEL.097-532-2191



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



52 豊府支店

〒870-0885 大分市南太平寺3丁目7番18号
TEL.097-544-9768



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



53 津留支店

〒870-0937 大分市南津留21番10号
TEL.097-551-5820



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



54 賀来支店

〒870-0848 大分市賀来北1丁目14番5号
TEL.097-549-2272

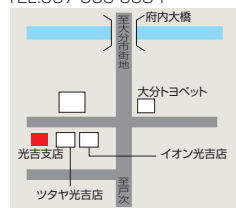


出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



55 光吉支店

〒870-1132 大分市大字光吉580番地の2
TEL.097-569-5584



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



56 下郡支店

〒870-0954 大分市下郡中央3丁目2番21号
TEL.097-568-5256



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



57 東大分支店

〒870-0912 大分市原新町10番25号
TEL.097-552-8522



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



58 県庁内支店

〒870-0022 大分市大手町3丁目1号県庁舎内1階
TEL.097-532-1448



出金 照会 振込 入金 記帳
平日9:00~17:00



59 大在支店

〒870-0271 大分市大字角子原908番地の1
TEL.097-523-0600



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



64 国東支店

〒873-0503 国東市国東町鶴川120番地1
TEL.0978-72-1227



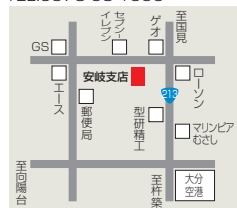
出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00





66 安岐支店

〒873-0412 国東市武蔵町古市118番地1
TEL.0978-68-1555



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~18:00



68・69 杵築支店兼山香支店

〒873-0001 杵築市大字杵築158番地の2
TEL.0978-62-2090



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~21:00 土・日・祝9:00~19:00



70 日出支店

〒879-1506 遠見郡日出町3429番地の1
TEL.0977-72-7131



出金 照会 振込 入金 記帳
平日8:45~20:00 土・日・祝9:00~17:00



店舗外 ATM 一覧

地区	ATM名	ご利用いただけるサービス	平 日	土・日・祝
大分	大分市役所	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~18:00	—
	西春日コーポ	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~17:00
	トキハ会館	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~19:00
	パークプレイス大分	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~19:00
	トキハわさだ店	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~19:00
	オアシス明野	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~17:00
	イオン高城店	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~19:00
	大分県庁	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~17:00	—
	アムス大在	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~18:00	9:00~17:00
	JR 大分駅	出金 照会 振込 入金 共同	8:00~21:00	9:00~19:00
	大分市野津原支所	出金 照会 振込 共同	9:00~18:00	9:00~17:00
	大分県立病院	出金 照会 振込 共同	9:00~18:00	9:00~17:00
別府・由布	ゆめタウン別府	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~20:00	9:00~20:00
	別府市役所	出金 照会 振込 入金 共同	8:30~17:30	—
	イオン挾間店	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~20:00	9:00~19:00

(令和8年7月31日現在)

地区	ATM名	ご利用いただけるサービス	平 日	土・日・祝
県北	耶馬溪支店コアやまくに	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~18:00	9:00~17:00
	イオンモール三光	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~20:00	9:00~19:00
	ゆめタウン中津店	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~20:00	9:00~20:00
	中津市役所	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~18:00	—
	宇佐市役所	出金 照会 振込 共同	9:00~18:00	—
	豊後高田市役所	出金 照会 振込 共同	9:00~18:00	9:00~17:00
県南	トキハインダストリー三重店	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~18:00	—
	竹田支店長湯	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~19:00	9:00~17:00
	竹田支店荻	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~19:00	9:00~17:00
	フレイン竹田店	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~21:00	9:00~19:00
	竹田市役所	出金 照会 振込 共同	9:00~17:00	—
	トキハインダストリー佐伯店	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~18:00	9:00~17:00
国東・杵築	佐伯市役所	出金 照会 振込 共同	9:00~18:00	—
	国東市民病院	出金 照会 振込 共同	9:00~17:00	—
	安岐支店安岐	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~18:00	—
	杵築支店山香	出金 照会 振込 入金 記帳	9:00~19:00	9:00~17:00
	杵築市役所	出金 照会 振込 共同	9:00~17:00	—
	サンリブ杵築店	出金 照会 振込 入金 共同	9:00~18:00	9:00~17:00

共同 …他金融機関との共同で利用する ATM

(注) 共同利用 ATM では、通帳・法人カードによるお取引はできません。



自己資本の充実の状況等

リスク管理について

金融技術の発達、金融のグローバル化の進展等により、金融機関が直面するリスクは、多様化・複雑化が進んでおり、適切なリスク管理の重要性はますます高まっております。

リスクを的確に把握・分析・評価し、自らの経営体力の許容できる範囲内にコントロールすることを目的に、「リスク管理」を経営の最重要課題と位置付け、管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。

リスク管理については、それぞれのリスク主管部署で日々リスクの把握・管理に取り組んでおり、緊急時には直ちに経営トップまで報告され、対処できる態勢としております。また、統合的にリスク管理を行い、定期的開催する「融資審査委員会」「ALM委員会」または「経営会議」及び「常務会」にて、確認・評価と改善に向けた協議を行い、必要に応じて理事会に報告する体制を整えております。

1. 健全経営

健全かつ安定した経営を行うため、統合的リスク管理を基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。

2. リスクコントロール

リスクの特性に応じ、分散化、極小化等リスクコントロールを行っております。

3. 適切なリスク管理

統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当組合の体力を上回らないよう適切に管理しております。

4. 安定収益の確保

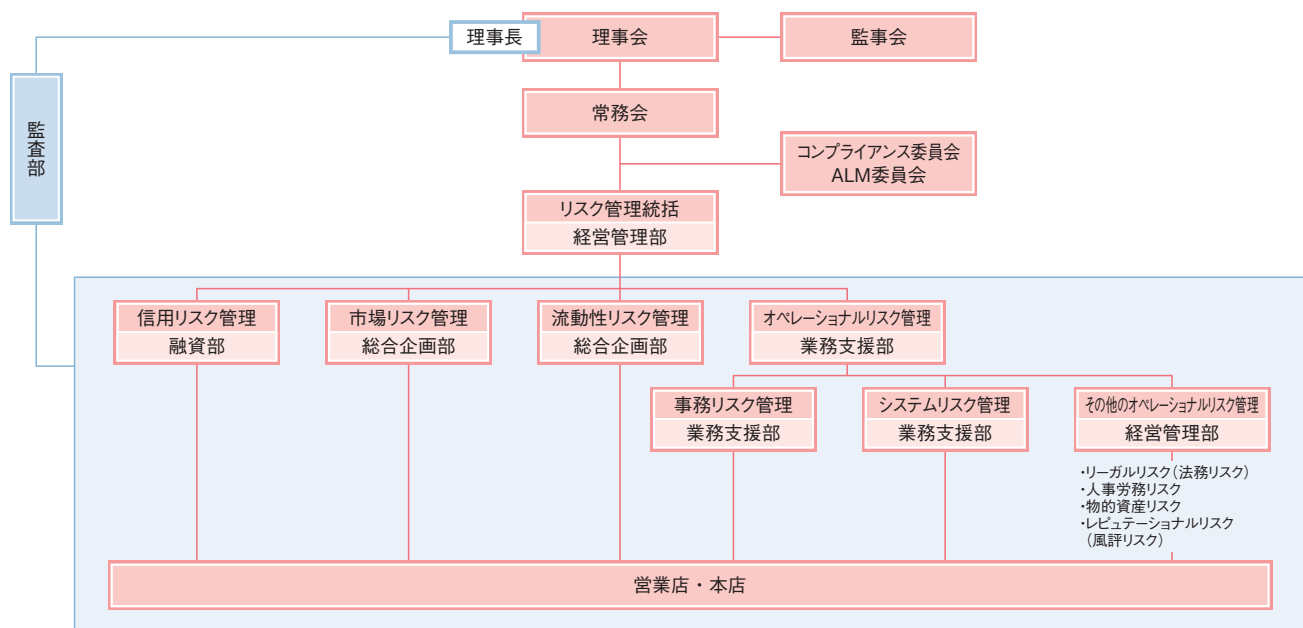
統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

リスクの種類・特性・基本姿勢

リスクの種類	リスクの特性	けんしんの基本姿勢
信用リスク	取引先や信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失するのに伴い、損失を被るリスク	研修等の活動を通して貸出審査能力の向上を図るとともに、毎期、貸出資産に関する査定を厳正に行い、回収の危険性等に応じて、決算期に適正な償却・引当を実施しております。また、特定の業種や取引先に偏重することのないよう定期的に監視・分析・評価を行い、リスクの分散に努めております。
市場リスク	市場の金利や為替相場・株式相場等の要因により、保有する資産の価格が変動することで損失を被るリスク	調達（預金等）と運用（貸出金、預け金、有価証券等）の利回りや構成状況、有価証券の時価評価等について定期的に監視・分析・評価を行い、保有資産の健全性と収益性の維持・向上に努めております。
流動性リスク	予期せぬ資金の流出や、市場の混乱等により不利な資金調達を余儀なくされる場合などに損失を被るリスク	調達と運用の状況や、資金調達力を常時把握し、万一の緊急時に必要な資金の確保ができる管理態勢の向上に努めております。
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確性を欠いた事務、あるいは事故・不正・情報漏洩等の発生により、利益や信用に損失を被るリスク並びに事務関連規程の不備で発生するリスク
	システムリスク	最新のシステムとバックアップ体制機能を有する、全国信用組合の共同センター（SKC）に加盟しております。また、万一に備え、緊急事態が発生した際の対応マニュアルの整備や、緊急時を想定した模擬訓練の実施に取り組んでおります。
	その他オペリスク	上記以外のリスク（リーガルリスク、人事労務リスク、物的資産リスク、レピュテーションリスク等）についても、リスク統括部署および各担当部署がそのリスクを適正に認識し、お客さまへの影響や経営に与える影響を分析した上で、迅速かつ適切に対応する態勢を整備しております。

リスク管理に関する体系図

令和8年4月1日現在



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに大分県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂いていただく場合がございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明記した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、自己査定における精度ある債務者区分の判定によるリスク量の把握、さらには業種別、与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からのリスク管理を行っております。

個別案件の審査・与信管理については、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準（マニュアル）」並びに「資産査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意（その他）先、要注意（要管理）先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、債権額から回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先及び破綻先については、債権額から取立不能見込額を直接減額し、さらに減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、それぞれの結果については外部監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法の中で標準的手法（あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する手法）を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の付する格付（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。

当組合は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について以下の4機関の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

（株）格付投資情報センター（R&I）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

（株）日本格付研究所（JCR）

S&P グローバル・レーティング（S&P）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		その他 (投資信託等)			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	537,430	543,935	318,494	339,014	100,463	93,494	118,472	111,427	5,334	6,202
国	外	6,418	6,319	—	—	6,418	6,319	—	—	—	—
地 域 別 合 計		543,849	550,255	318,494	339,014	106,882	99,813	118,472	111,427	5,334	6,202
製 造 業		19,953	19,494	8,897	8,300	11,015	11,050	41	142	47	58
農 業、林 業		2,928	3,092	2,928	3,092	—	—	—	—	14	36
漁 業		825	784	825	784	—	—	—	—	255	208
鉱業、採石業、砂利採取業		1,375	1,473	774	876	600	597	—	—	—	—
建 設 業		23,754	25,512	23,053	24,711	700	800	—	—	222	178
電気、ガス、熱供給、水道業		6,645	6,145	1,246	1,446	5,398	4,699	—	—	—	—
情 報 通 信 業		3,023	2,539	1,146	173	1,804	2,287	73	78	—	—
運 輸 業、郵 便 業		7,923	9,189	5,070	5,637	2,803	3,486	49	64	8	2
卸 売 業、小 売 業		20,162	20,187	17,926	18,204	2,204	1,982	31	—	96	180
金 融、保 険 業		119,311	114,705	1,471	1,404	17,530	16,267	100,309	97,033	—	—
不 動 産 業		48,854	52,159	44,247	46,419	4,607	5,739	—	—	811	786
物 品 賃 貸 業		2,344	1,625	942	942	1,401	683	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		3,066	3,395	3,066	3,395	—	—	—	—	4	161
宿 泊 業		17,214	18,150	17,214	18,150	—	—	—	—	1,895	2,159
飲 食 業		5,998	6,125	5,998	6,125	—	—	—	—	453	555
生活関連サービス業、娯楽業		10,935	10,073	10,935	10,073	—	—	—	—	216	220
教 育、学 習 支 援 業		2,212	872	2,212	872	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		14,134	17,958	14,134	17,958	—	—	—	—	470	789
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,756	10,790	14,729	10,754	—	—	27	35	294	113
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体		109,588	105,990	50,772	53,768	58,816	52,218	—	3	—	—
個 人		86,263	98,753	86,263	98,753	—	—	—	—	542	751
そ の 他		22,577	21,238	4,637	7,169	—	—	17,939	14,069	—	—
業 種 別 合 計		543,849	550,255	318,494	339,014	106,882	99,813	118,472	111,427	5,334	6,202
1 年 以 下		42,450	45,236	38,477	39,339	3,936	5,881	36	15	—	—
1 年 超 3 年 以 下		32,309	38,507	15,304	17,025	16,995	21,470	10	11	—	—
3 年 超 5 年 以 下		43,706	51,005	17,769	25,741	25,936	25,264	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		42,151	30,238	30,458	20,781	11,692	9,456	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		81,806	78,043	50,353	55,403	31,453	22,640	—	—	—	—
10 年 以 上		182,418	194,856	165,551	180,158	16,867	14,698	—	—	—	—
期間の定めのないもの		97,677	104,967	33	42	—	401	97,643	104,523	—	—
そ の 他		21,329	7,399	547	522	—	—	20,782	6,876	—	—
残 存 期 間 別 合 計		543,849	550,255	318,494	339,014	106,882	99,813	118,472	111,427	—	—

（注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

- 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等の資産や金融機関、学校法人、権利能力なき社団・財団等が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 当組合は、信用リスクエクスポージャーにおけるデリバティブ取引は該当ありません。

用語解説

信用リスク関係 リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

ALM

ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法。

適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。

金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

信用リスク削減手法

当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、預金と貸出金の相殺等という。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページ参照

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	1	8	1	6	—	—
農業、林業	—	14	—	14	—	—
漁業	9	—	△22	△9	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	46	17	0	△28	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	6	9	△37	3	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	30	41	△67	10	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	△0	—	—	—
宿泊業	129	226	△333	97	—	—
飲食業	22	25	△10	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	12	6	△39	△5	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	0	19	△1	19	—	—
その他のサービス	70	37	48	△32	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	57	106	△87	48	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	388	514	△551	125	—	—

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の 加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減効 果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	256,228	236,256	14	4,711	100%	—	253,647	236,261
40%～70%	35,745	89,060	74	8,959	—	—	35,736	89,059
75%	109,483	81,074	64,385	51,094	1%	1%	107,394	80,331
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	61,713	62,787	2,924	4,440	14%	7%	60,968	63,008
90%～100%	23,665	24,804	2,231	1,769	3%	4%	22,791	24,277
105%～130%	27,350	24,140	—	—	—	—	27,328	24,133
150%	6,425	5,347	14	23	—	3%	6,394	5,347
250%	818	853	—	—	—	—	818	853
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	521,431	524,323	69,644	70,998	1%	1%	515,078	523,272

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続については、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,665	1,792	2,562	2,393	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(注)2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引を行っておりません。

市場リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、為替等、市場の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクには、金利変動に伴い損失を被る「金利リスク」と有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴って損失が発生する「為替リスク」があります。

当組合では、市場リスクについて、VaR により計測し、これを当組合として取り得る許容範囲内に収めるとともに、市場リスクの管理と配分による適切な収益の確保に努めております。

市場リスクの状況については、「ALM 委員会」を設置し、資産・負債のバランスを総合的に管理しております。具体的には、金融動向と金利予測をベースに収益実績の管理、収益シミュレーションの策定を行い、その予測と実績の差異などを把握・検討し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ資金調達・運用の効率化と収益の確保を図っております。

リスク量については、有価証券 VaR、金利リスク量及び株式・投資信託等の価格変動リスク量を計測し、自己資本への影響度のモニタリングを行い、ポートフォリオの適正化を図っております。

流動性リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が適正な水準を維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況について常務会へ報告しております。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、全国信用協同組合連合会に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保するほか、資金繰り状況に応じた対応策を「緊急時対策マニュアル」において定め、不測の事態に備えております。

オペレーショナルリスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しており、「リスク管理基本規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、「オペレーショナルリスク管理規程」に基づいて定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な事務関連規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには内部牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、ご意見・ご要望窓口の設置によるご意見・ご要望に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢に努めております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。

また、これら一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、リスク管理の統括部署が各リスク主管部署に対し、リスク管理について定期的、あるいは必要に応じて報告を求め統一的に管理状況を検証するとともに、理事会、常務会、経営会議といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

(2) オペレーショナルリスク相当額

基礎的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する事項

本事項にて開示する諸計数については「協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■当組合の自己資本比率について

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されています。

令和7年度末の自己資本額のうち、積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまによる普通出資金が該当します。

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当組合は、各エクスポージャー(※)が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

※リスクにさらされている資産の度合いのことを指し、貸出金や有価証券などが該当します。

■単体自己資本比率

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	25,636	25,716
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,359	14,616
うち、利益剰余金の額	10,427	11,294
うち、外部流出予定額(△)	150	195
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ る 引 当 金 の 合 計 額	622	853
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	622	853
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	26,258	26,570
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	41	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	41	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する金額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	6	20
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	48	72
自 己 資 本 の 額 (イ) (ロ) (ハ)	26,209	26,497
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	267,301	267,907
資産(オン・バランス)項目	266,616	266,987
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
オフ・バランス取引等項目	684	920
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間振替	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,410	11,110
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	277,712	279,017
単 体 自 己 資 本 比 率		
単 体 自 己 資 本 比 率 (ハ) / (ニ)	9.43%	9.49%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた、「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスクおよびオペレーショナルリスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額	267,301	10,692	267,907	10,716
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	262,753	10,510	261,932	10,477
(i) ソブリン向け	3,097	123	2,844	113
(ii) 金融機関向け	22,218	888	19,994	799
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	682	27	682	27
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	71,178	2,847	76,675	3,067
特定貸付債権向け	983	39	1,136	45
(v) 中堅中小企業等・個人向け	83,364	3,334	73,823	2,952
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	51,344	2,053	59,507	2,380
自己居住用不動産等向け	4,672	186	9,254	370
賃貸用不動産向け	5,647	225	13,185	527
事業用不動産関連向け	36,606	1,464	33,430	1,337
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	4,417	176	3,636	145
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	84	1,755	70
(viii) 延滞等向け	6,786	271	6,512	260
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	0	26	1
(x) 株式等	818	32	1,110	44
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,782	471	10,029	401
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
(xiv) その他	8,927	357	8,541	341
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,548	181	5,975	239
ルック・スルー方式	4,548	181	5,975	239
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	10,410	416	11,110	444
BI	6,940	277	7,406	296
BIC	832	33	888	35
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	277,712	11,108	279,017	11,160

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理

債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xii)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,532	—	3,532	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	6,973	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	94,819	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,509	—	1,409	—	140	10%
我が国の政府関係機関向け	3,994	—	2,502	—	250	10%
地方三公社向け	3,034	—	2,033	—	406	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	104,881	—	104,881	—	22,210	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,309	—	2,309	—	682	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	101,868	4,722	99,866	419	71,178	71%
特定貸付債権向け	983	—	983	—	983	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	110,670	64,818	108,179	410	83,364	77%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け	59,369	—	59,296	—	51,344	87%
自己居住用不動産等向け	11,704	—	11,704	—	4,672	40%
賃貸用不動産向け	8,035	—	8,034	—	5,647	70%
事業用不動産関連向け	35,168	—	35,139	—	36,606	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	0%
A D C 向け	4,460	—	4,417	—	4,417	100%
劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	—	2,106	—	2,106	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,814	88	4,778	—	6,786	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	—	17	—	17	100%
取立未済手形	40	—	40	—	8	20%
信用保証協会等による保証付	22,982	14	22,978	14	2,299	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	818	—	818	—	818	100%
合計	521,431	69,644	514,233	844	240,931	46%

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	4,008	—	4,008	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,985	—	2,985	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	95,605	—	95,605	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,507	—	1,507	—	140	9%
我が国の政府関係機関向け	3,705	—	3,705	—	221	6%
地方三公社向け	2,601	—	2,601	—	360	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	93,244	—	93,244	—	19,983	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,308	—	2,308	—	682	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	107,068	5,832	106,428	312	76,675	72%
特定貸付債権向け	1,136	—	1,136	—	1,136	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	110,386	65,063	109,272	400	73,823	67%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け	74,831	—	74,815	—	59,507	80%
自己居住用不動産等向け	20,664	—	20,664	—	9,254	45%
賃貸用不動産向け	18,259	—	18,259	—	13,185	72%
事業用不動産関連向け	32,270	—	32,255	—	33,430	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	0%
A D C 向け	3,636	—	3,636	—	3,636	100%
劣後債権及びその他資本性証券等	1,404	—	1,404	—	1,755	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,819	92	4,819	0	6,512	135%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	27	—	27	—	26	98%
取立未済手形	54	—	54	—	10	20%
信用保証協会等による保証付	21,218	9	21,213	9	2,122	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	853	—	853	—	1,110	130%
合 計	524,323	70,998	522,549	723	242,250	46%

(注)1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																				合計
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他		
	令和6年度																				
現金	3,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,532	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,973	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,819	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	1,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,409	
我が国の政府関係機関向け	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,502	
地方三公社向け	—	—	2,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,033	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	92,536	—	12,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104,881	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,309	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,507	—	—	—	—	—	24,612	—	—	200	60,968	—	4,996	—	—	—	—	100,285	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	—	—	—	—	983	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	20	—	—	—	—	—	—	0	—	—	100,823	—	—	7,744	—	—	—	—	108,589	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	1,516	1,032	2,345	31	296	488	6,672	984	2,420	6,370	—	5,390	4,417	27,328	—	—	—	59,296	
自己居住用不動産等向け	—	—	1,516	1,032	2,186	—	296	—	6,672	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,704	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	159	31	—	488	—	984	—	6,370	—	—	—	—	—	—	—	8,034	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,420	—	—	5,390	—	27,328	—	—	—	35,139	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,417	—	—	—	—	4,417	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,106	—	—	2,106	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	—	—	—	—	—	259	—	—	—	—	—	224	—	4,287	—	—	4,778	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	17	
取立未済手形	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	
信用保証協会等による保証付	—	22,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,993	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	818	—	818	
合計	105,325	26,932	105,635	1,032	14,690	31	296	488	31,545	984	2,420	107,394	60,968	5,390	17,401	27,328	6,394	818	—	515,078	

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																			合計
		0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他	
		令和7年度																			
現金	4,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,008	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,985	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	95,605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,605	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	99	1,407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,507	
我が国の政府関係機関向け	1,493	2,212	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,705	
地方三公社向け	800	—	1,801	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,601	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	79,899	—	13,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,244	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,308	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,708	—	—	—	—	—	25,441	—	—	505	63,008	—	8,075	—	—	—	—	106,740	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,136	—	—	—	—	1,136	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13	380	—	—	—	—	—	39,075	—	—	63,981	—	—	6,222	—	—	—	—	109,673	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	385	248	526	55	162	647	19,478	1,574	2,129	15,844	—	5,992	3,636	24,133	—	—	—	74,815	
自己居住用不動産等向け	—	—	385	248	417	—	162	—	19,450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,664	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	108	55	—	647	28	1,574	—	15,844	—	—	—	—	—	—	—	18,259	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129	—	—	5,992	—	24,133	—	—	—	32,255	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,636	—	—	—	—	3,636	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,404	—	—	1,404	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	6	—	—	—	—	—	—	546	—	—	—	—	—	323	—	3,943	—	—	4,820	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	27	
取立未済手形	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
信用保証協会等による保証付	—	21,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,223	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	853	—	853	
合計	104,992	24,863	92,230	248	13,871	55	162	647	84,544	1,574	2,129	80,331	63,008	5,992	18,285	24,133	5,347	853	—	523,272	

出資等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかる市場関連リスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて経営陣に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券運用準則」や投資ガイドラインに基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用規程」及び「有価証券運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	851	851	567	567
非上場株式等	1,534	1,534	1,534	1,534
合計	2,385	2,385	2,102	2,102

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー (いわゆるファンド) のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	447
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー (いわゆるファンド) にかかる売買損益は含まれておりません。

■貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	456	133

(注) 「貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	7,006	7,177
マネート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。当組合では、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを月次で計測し、「ALM 委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて常務会に付議・報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。なお、ヘッジ会計等の金利リスクの削減手法は採用していません。

・金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債）について、金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当組合では、複数の金利変動幅のシナリオを想定し金利リスク量を計測しております。

普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の皆さまのご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当組合では、内部モデルを用いて要求払預金残高の59%相当額を0～10年の期間に振り分けて（要求払預金の平均満期3.432年）リスク量を算定しております。

また、契約上満期の定めのある定期預金や固定金利住宅ローンは、満期以前に解約もしくは返済されることがありますが、こうしたリスクについては一定の期限前解約率もしくは期限前返済率を用いて、金利リスクへの反映を図っております。

計 算 手 法	再 評 価 法	基準月のイールドカーブ（期間ごとの市場金利）に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量とする方法
コ ア 預 金	対 象	流動性預金（普通、貯蓄等）
	算 定 方 法	過去の預金残高及び預金金利の推移をもとに、統計的分析により①高確率で滞留する額②市場金利に追随しない額を求める方法
	満 期	最長10年以内
金 利 シ ョ ッ ク	上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又はスティーブ化	
固 定 金 利 貸 出	期限前返済率のベースを3%とする	
定 期 預 金	期限前解約率のベースを34%とする	
複数の通貨の集計方法	△ EVE は、正となる通貨のみを単純合算している。△ NII は、符合に関係なく通貨ごとの△ NII を単純合算している。	
スプレッドに関する前提	考慮していない	
そ の 他 の 前 提	保有投資信託の金利リスクは、修正デュレーションをもとに GPS 方式により計測。その他、金利リスクの算定に重大な影響を及ぼす前提、また計測値の解釈や重要性に関する事項はない。	

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	944	2,143	△779	△703
2	下方パラレルシフト	—	—	847	305
3	スティーブ化	727	1,518		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最 大 値	944	2,143	847	305
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		26,497		26,209	

(注)1. 当局の開示定義に従い、△ EVE のプラス表示は経済的価値減少、△ NII のプラス表示は期間収益減少を示しております。

(注)2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位:百万円)

令和7年度	
発 行 主 体	大分県信用組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	14,616
償 還 期 限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

法令等遵守(コンプライアンス)の体制

■コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法などをはじめとして関係する各種法令に基づいて行われています。

特に金融機関は社会的責任と公共的使命が高く、金融業務において多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客さまの保護が求められています。

当組合では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス委員会が、コンプライアンス・プログラムに基づき、実施状況の検証を行っており、経営管理部が統括として全体の管理を行っています。

また、法令等遵守の認識を高めるため、役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客さまの信頼性向上に努めております。

■コンプライアンスの基本方針

- ## 1. 社会的責任(CSR)と公共的使命

金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。

- ## 2. 信頼の確保

法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行し、コンプライアンスの実践を図ります。

- ### 3. 経営の透明性確保

その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

- #### 4. 人間尊重の精神

職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

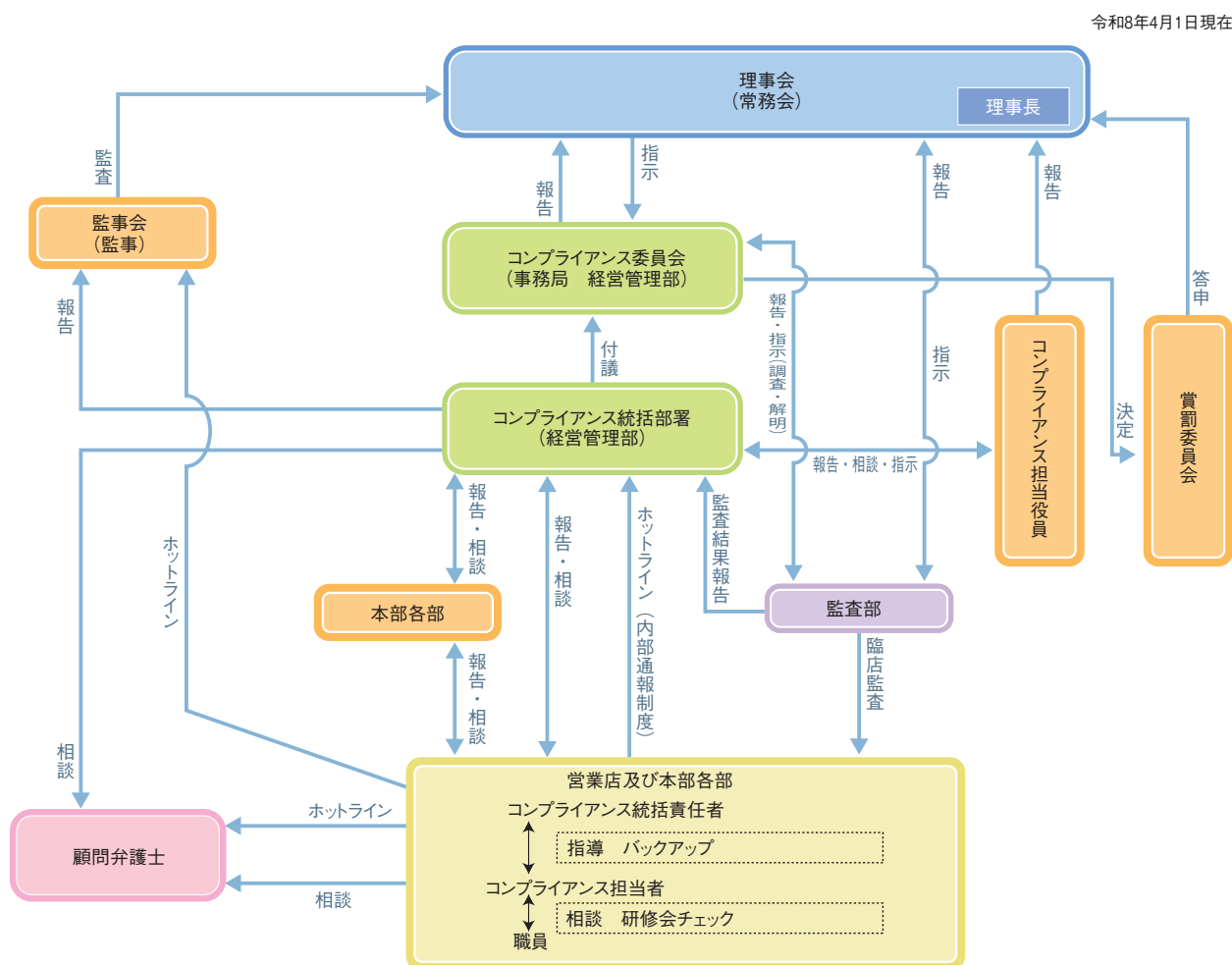
- ## 5. 環境問題と社会貢献活動への取り組み

社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。

- ## 6. 反社会的勢力との決別

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します

■コンプライアンス体制



顧客保護等管理の体制について

顧客説明管理態勢

お客さまへの説明を要する業務やリスク商品等を適切に販売するために「説明マニュアル」等の規程を制定しております。また、研修会や勉強会を開催し、知識と実践の向上に努めております。

顧客サポート等管理態勢

お客さまからのご意見・ご要望等を経営に反映させるため、営業店内に「意見箱」の設置やホームページ上に「お問い合わせ」ページを設けております。また、「ご意見・ご要望対応委員会」を開催し、改善対応に努めております。

顧客情報管理態勢

お客さまの情報を適切に管理するために、「個人情報保護規程」等を制定し、顧客情報の適切な管理に努めております。

外部委託管理態勢

業務を外部業者に委託するにあたっては「外部委託取扱規程」等を制定し、外部委託先においてお客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めております。

利益相反管理態勢

当組合およびグループ会社とお客さまとの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令や当組合の定める「利益相反管理方針・規程」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に措置を講じ、業務を遂行しております。

お客さまのご意見を真摯に受け止め、満足していただける金融サービスを実現するため、顧客保護および利便性の向上に努めています。



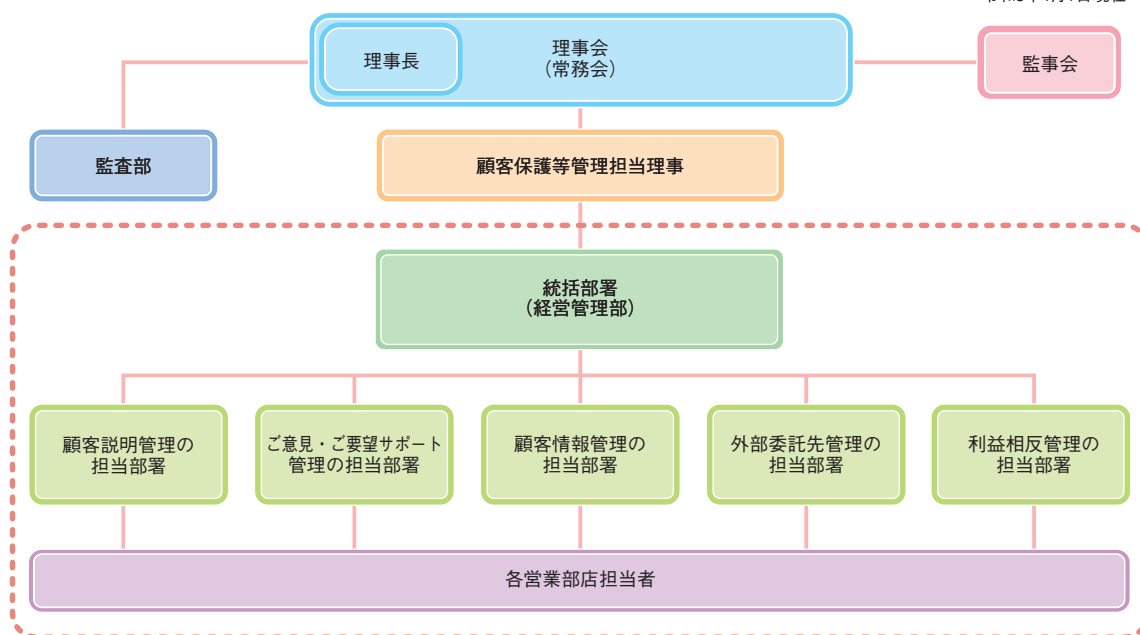
顧客保護等管理体制

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を遵守して、お客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

個人情報の保護と利用に関する考え方および取り組み方針を示した「個人情報保護宣言」については、全店の店頭に掲示するとともに、ホームページ (<https://www.oita-kenshin.co.jp>) でも公表しております。

なお、個人情報の取り扱いにつきましては、これからも適宜見直しを行い、改善してまいります。

令和8年4月1日現在



相談窓口について

個人の皆さまや、中小企業・個人事業主の方々のご要望などに対して、幅広いニーズにお応えできるように、窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。

※以下に記載のない金融商品・サービスのご提供や、経営関連のご相談も広く承っておりますので、お近くの営業店にご相談ください。

健康融資ファンドに関するご相談窓口

当組合は、大分県が推進する健康寿命日本一の取り組みに賛同し、健康寿命日本一おうえん企業として、市町と開発した「健康定期」を通して大分県民の健康づくりを応援しています。

この「健康定期」でお預けいただいた資金を県民の健康づくりに循環させることを目的に、融資ファンドを取り扱っております。

電話 0120-017-319(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時

※お近くの営業店でも承っております。

お借り入れの弁済負担軽減等に関するご相談窓口

お客さまの経営改善や再生の可能性を勘案しつつ、返済方法の見直し等のお申込やご相談を承っております。

窓 口 お近くの営業店へご相談下さい。

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

起業や経営支援等に関するご相談窓口

起業をお考えのお客さまや、高度・専門的な課題でお悩みの方々に対し、当組合がお客さまとともに解決策を導き出すためのご相談窓口です。

窓 口 けんしん中小企業支援センター

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 097-573-7297

電子メール kigyoo@oita-kenshin.co.jp

各種ローンや借り換えなどについてのご相談窓口

お客さまの状況と条件にあったローン商品をご紹介、または借り換えをご検討している方々へのご相談窓口です。

窓 口 営業統括部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 0120-393-528(フリーダイヤル)

※お近くの営業店でも承っております。

資産運用についてのご相談窓口

お客さまの資産状況にあった最適な金融商品・サービスをご提供できるように、まずはご相談を承っております。

窓 口 営業統括部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 0120-393-528(フリーダイヤル)

※お近くの営業店でも承っております。

ご意見等・紛争解決についての窓口

[ADR(裁判外紛争解決)に対応した窓口]

・ご意見等処理措置

ご契約内容や商品に関するご意見等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓 口 経営管理部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 0120-737-253(フリーダイヤル)

なお、ご意見等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、ホームページ(<https://www.oita-kenshin.co.jp>)をご覧ください。

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話:03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター(電話:03-4332-5241)

・紛争解決措置

福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:092-741-3208)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記経営管理部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

窓 口 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 03-3567-2456

住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(全国信用組合会館内)

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

② 現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、大分県弁護士会(や福岡県弁護士会)の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

資 産 (資産の部)	令和6年度	令和7年度
現金	3,532,844	4,008,670
預 け 金	98,400,620	86,751,144
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 地 方 債	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有 価 証 券	108,292,804	99,970,617
国 債	6,597,700	2,721,801
地 方 債	40,015,539	35,986,029
短 期 社 債	—	—
社 債	47,648,015	46,801,867
株 式	1,265,295	981,718
そ の 他 の 証 券	12,766,253	13,479,200
貸 出 金	317,369,684	337,033,927
割 引 手 形	275,556	174,307
手 形 貸 付	16,601,051	18,496,445
証 書 貸 付	290,647,734	307,641,229
当 座 貸 越	9,845,341	10,721,944
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
そ の 他 の 資 産	2,336,955	2,321,794
未 決 済 為 替 貸	40,973	54,899
全 信 組 連 出 資 金	1,111,700	1,111,700
前 払 費 用	363	718
未 収 収 益	503,490	562,083
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
そ の 他 の 資 産	680,427	592,394
有 形 固 定 資 産	6,311,267	6,250,411
建 物	1,159,394	1,147,941
土 地	4,605,584	4,605,584
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	4,050	4,050
その他の有形固定資産	542,238	492,835
無 形 固 定 資 産	58,245	72,450
ソ フ ト ウ ェ ア	29,905	44,684
の れ	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	28,340	27,765
前 払 年 金 費 用	9,721	28,506
繰 延 税 金 資 産	1,539,786	1,623,275
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	904,566	739,011
貸 倒 引 当 金	△1,010,856	△1,367,845
(うち個別貸倒引当金)	(△388,455)	(△514,245)
資 産 の 部 合 計	537,745,639	537,431,963

負債及び純資産 (負債の部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	512,073,018	512,236,768
当 座 預 金	3,956,142	2,279,450
普 通 預 金	191,351,041	188,100,009
貯 蓄 預 金	224,797	204,964
通 知 預 金	7,422,437	654,369
定 期 預 金	297,925,362	309,781,070
定 期 積 金	9,955,137	9,967,676
そ の 他 の 預 金	1,238,098	1,249,227
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	3,200	9,680
借 入 金	3,200	9,680
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 負 債	1,766,179	2,957,871
未 決 済 為 替 借	106,412	125,712
未 払 費 用	328,013	830,893
給 付 補 填 備 金	1,126	5,127
未 払 法 人 税 等	156,790	541,286
前 受 収 益	261,607	330,554
払 戻 未 済 金	757,526	942,108
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	59,522	80,335
そ の 他 の 負 債	95,180	101,854
賞 与 引 当 金	77,814	86,498
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	297,650	328,418
そ の 他 の 引 当 金	21,517	22,751
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	497,875	497,875
債 務 保 証	904,566	739,011
負 債 の 部 合 計	515,641,821	516,878,874
(純資産の部)		
出 資 金	15,359,684	14,616,799
普 通 出 資 金	15,209,684	14,466,799
そ の 他 の 出 資 金	150,000	150,000
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	10,427,295	11,294,868
利 益 準 備 金	3,684,000	3,859,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,743,295	7,435,868
特 別 積 立 金	5,000,000	5,000,000
(うち目的積立金)	(—)	(—)
当 期 未 処 分 剰 余 金 (または当期未処理損失金)	1,743,295	2,435,868
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	25,786,979	25,911,667
その他の有価証券評価差額金	△4,732,451	△6,407,869
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	1,049,290	1,049,290
評価・換算差額等合計	△3,683,161	△5,358,579
純 資 産 の 部 合 計	22,103,818	20,553,088
負債及び純資産の部合計	537,745,639	537,431,963

(令和7年度貸借対照表の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (注)3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
(旧竹築信用金庫については、平成11年3月31日)
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 2,482百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 4,035百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価額の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,587百万円
- (注)4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 20年～50年 その他 3年～15年
- (注)5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (注)6. 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (注)7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に照り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、当組合の貸出債権を資本的劣後ローンに転換し、当該ローンを債務者区分の判断において債務者の資本と見なす場合においては、予想損失率に基づき引当てしております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店において第1次の査定を実施し、融資部に於いて第2次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した監査部が検証を行っており、その検証結果により上記の引当てを行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,402百万円(累計額)であります。
- (注)8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (注)9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年の翌事業年度から損益処理
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
年金資産の額 243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 207,181百万円
差引額 35,953百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
2.395%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金30百万円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- (注)10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (注)11. 睡眠病払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- (注)12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (注)13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (注)14. 理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
- (注)15. 理事及び監事に対する金銭債務総額 252百万円
- (注)16. 子会社の株式の総額 10百万円
- (注)17. 子会社に対する金銭債権総額 30百万円
- (注)18. 有形固定資産の減価償却累計額 6,807百万円
- (注)19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- 破産更生債権及びこれに準ずる債権額 1,124百万円
危険債権 3,947百万円
三月以上延滞債権 147百万円
貸出条件緩和債権 -百万円
合計額 5,219百万円
- 破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (注)20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、174百万円であります。
- (注)21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- 担保提供している資産 預け金 6,020百万円
- 上記のほか、預け金32,079百万円を公金取扱い29百万円、為替決済保証金32,000百万円、及び仮差押保証金50百万円のために担保として提供しております。また、別途全信組連保基金として1,399百万円を差し入れています。
- (注)22. 出資1口当たりの純資産額142円7銭
- (注)23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- なお、外国証券の一部は、利子の受け取りにおいて為替の変動リスクに晒されているものがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、同債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部並びに与信管理部、営業統括部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査委員会や常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティースクに關しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(2) 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM小委員会及びALM委員会又は経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部及び経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための対応等について、ALM委員会等で協議を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会等の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部及び経営管理部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは「有価証券」にあたっては分散共分散法(保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間240営業日)、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」、「有価証券」の内債券にあたってはモンテカルロシミュレーション法(保有期間120日、信頼区間片側99%、観測期間250営業日)により算出しております。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、日々のVaRと損益を比較するバックテストを定期的に行っています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	86,751	84,051	△2,700
(2) 有価証券	99,543	98,410	△1,132
満期保有目的の債券	24,405	23,272	△1,132
その他有価証券	75,137	75,137	—
(3) 貸出金(※1)	337,033		
貸倒引当金(※2)	1,361		
	335,672	300,299	△35,373
金融資産計	521,966	482,760	△39,205
(1) 預金積金(※1)	512,236	509,602	△2,634
(2) 借入金	9	9	—
金融負債計	512,246	509,611	△2,634

(※1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により」算出した時価に代わる金額が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(注)25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の店頭表示利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、無利息で借入しており、同様の借入をしても利率が変わらないため、帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	10
非上場株式(※1)	404
組合出資金(※2)	13
合 計	427

(※1)子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注)25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
地方債	300百万円	300百万円	0百万円
社 債	—	—	—
その他	497	498	1
小 計	797	799	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
地方債	5,723百万円	5,117百万円	△605百万円
社 債	12,084	11,647	△436
その他	5,800	5,708	△91
小 計	23,607	22,473	△1,133
合 計	24,405	23,272	△1,132

(3) 子会社株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	374百万円	221百万円	152百万円
債 券	405	401	4
国 債	—	—	—
地方債	105	101	4
社 債	300	300	0
その他	5,067	4,537	530
小 計	5,846	5,160	686

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	193百万円	212百万円	△18百万円
債 券	66,996	75,144	△8,147
国 債	2,721	2,984	△262
地方債	29,857	35,664	△5,807
社 債	34,417	36,495	△2,077
その他	2,100	2,291	△190
小 計	69,290	77,647	△8,356
合 計	75,137	82,807	△7,669

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
② 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、過去の一定期間の下落率を勘案します。

(注)26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
5,213百万円	623百万円	181百万円

(注)27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	5,355百万円	39,688百万円	28,736百万円	11,335百万円
国 債	—	—	2,721	—
地方債	877	8,103	20,213	6,792
社 債	4,478	31,584	5,801	4,543
その他	500	5,797	—	—
合 計	5,855	45,486	28,736	11,335

(注)28.

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,685百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極端額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(注)29.

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
個別貸倒引当金損金算入限度超過額	611百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	102
固定資産減損損失損金算入限度超過額	85
減価償却損金算入限度超過額	51
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	91
有価証券減損損失損金算入限度超過額	24
費与引当金損金算入限度超過額	24
その他有価証券評価差額金	2,147
その他	16
繰延税金資産小計	3,155
評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	1,623
繰延税金負債	—
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,623百万円

(注)30.

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 1,367百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)7.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。これに加えて当事業年度の実績により信用リスクが高まったと推測される業種のうち、条件変更を行った正常先、要注意先(その他)、要注意先(要管理先)について、実績率を補正して追加的な引当金155百万円を計上しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注)31.

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の全額の算定方法

当該店舗の使用見込期間を20年と見積り、割引率は当該期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の全額を算定しています。

(3) 当該資産除去債務の総合の増減

期首残高	59百万円
当期認識額	19百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
期末残高	80百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	7,324,517	9,244,873
資 金 運 用 収 益	6,773,641	8,079,846
貸 出 金 利 息	5,571,382	6,542,131
預 け 金 利 息	322,402	521,952
買 入 手 形 利 息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	810,934	980,435
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	68,921	35,327
役 務 取 引 等 収 益	428,587	434,766
受入為替手数料	128,124	129,680
その他の役務収益	300,462	305,086
そ の 他 業 務 収 益	40,641	31,413
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	21,110	13,071
国債等債券償還益	6,084	6,084
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	13,447	12,258
そ の 他 経 常 収 益	81,647	698,846
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	49,413	61,751
株 式 等 売 却 益	1,111	611,158
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	31,122	25,935
経 常 費 用	6,027,765	7,633,067
資 金 調 達 費 用	422,556	1,396,990
預 金 利 息	421,501	1,391,010
給付補填備金繰入額	811	5,980
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	243	—
売 渡 手 形 利 息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	615,799	674,469
支 払 為 替 手 数 料	62,730	64,044
その他の役務費用	553,069	610,425
そ の 他 業 務 費 用	707,062	193,763
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	702,308	181,069
国債等債券償還損	—	3,467
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	4,754	9,226
経 費	3,821,455	3,895,217
人 件 費	2,335,636	2,400,253
物 件 費	1,327,341	1,332,613
税	158,477	162,350
そ の 他 経 常 費 用	460,891	1,472,625
貸倒引当金繰入額	237,211	1,251,031
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	322	293
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	73,418	76,215
その他の経常費用	149,938	145,085
経 常 利 益	1,296,751	1,611,806

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	751	21,993
固 定 資 産 処 分 益	250	21,626
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	501	366
特 別 損 失	884	5,258
固 定 資 産 処 分 損	14	3,476
減 損 損 失	869	2
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	1,780
税 引 前 当 期 純 利 益	1,296,619	1,628,540
法人税、住民税及び事業税	200,478	610,870
法 人 税 等 調 整 額	126	△489
法 人 税 等 合 計	200,604	610,381
当 期 純 利 益	1,096,014	1,018,159
繰越金(当期首残高)	647,281	1,417,709
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—
自己優先出資取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,743,295	2,435,868

(令和7年度損益計算書の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 子会社との取引による収益総額 1百万円
子会社との取引による費用総額 79百万円
- (注)3. 出資1口当たりの当期純利益 6円64銭

剰余金処分計算書

（単位：円）

	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	1,743,295,963	2,435,868,208
積立金取崩額	—	—
目的積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	325,586,780	1,459,178,668
普通出資に対する配当金	150,586,780 (年1.0%の割合)	195,178,668 (年1.3%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
利益準備金	175,000,000	244,000,000
特別積立金	—	1,000,000,000
同友会20周年記念事業積立金	—	20,000,000
繰越金（当期末残高）	1,417,709,183	976,689,540

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する特定信用組合に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」については、会計監査人である監査法人アイ・ピー・オーの監査を受けております。

代表理事による財務諸表の正確性と内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日
大分県信用組合

理事長 吉野 一彦

粗利益及び業務純益等

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	6,773,641	8,079,846
資金調達費用	422,556	1,396,990
資金運用収支	6,351,085	6,682,856
役務取引等収益	428,587	434,766
役務取引等費用	615,799	674,469
役務取引等収支	△187,212	△239,703
その他業務収益	40,641	31,413
その他業務費用	702,322	184,536
その他の業務収支	△661,681	△153,123
業務粗利益	5,502,191	6,290,030
業務粗利益率	1.03%	1.18%

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
業務純益	1,506,434	2,154,387
実質業務純益	1,675,996	2,385,586
コア業務純益	2,351,110	2,550,967
（除く投資信託解約損益）	2,319,920	2,456,371

(注)1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
(注)2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
(注)3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
(注)4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
受取利息	6,773,641	520,610	8,079,846	1,306,205
支払利息	422,556	229,239	1,396,990	974,434

経費の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	2,372,490	2,438,274
報酬給料手当	1,920,310	1,963,596
退職給付費用	128,514	132,345
その他の	323,665	342,332
物件費	1,332,080	1,341,839
事務費	556,710	563,894
(うち旅費・交通費)	(10,747)	(9,418)
(うち通信費)	(52,748)	(53,858)
(うち事務機械賃借料)	(2,617)	(2,845)
(うち事務委託費)	(365,118)	(377,670)
固定資産費	291,897	307,948
(うち土地建物賃借料)	(24,788)	(25,029)
(うち保安全管理費)	(186,275)	(195,123)
事業費	159,481	162,516
(うち広告宣伝費)	(83,413)	(88,499)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(66,497)	(64,122)
人事厚生費	42,519	41,823
減価償却費	204,161	182,197
その他の	77,310	83,459
税金	158,477	162,350
合計	3,863,049	3,942,464

役務取引の状況

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	428,587	434,766
受入為替手数料	128,124	129,680
その他の受入手数料	300,143	304,758
その他の役務取引等収益	319	328
役務取引等費用	615,799	674,469
支払為替手数料	62,730	64,044
その他の支払手数料	1,573	1,595
その他の役務取引等費用	551,496	608,830

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	令和6年度	530,869 百万円	6,773,641 千円	1.27 %
	令和7年度	532,478	8,079,846	1.51
	うち貸出金	305,873	5,571,382	1.82
	令和7年度	327,270	6,542,131	1.99
	うち預け金	112,261	322,402	0.28
	令和7年度	95,085	521,952	0.54
	うち有価証券	111,622	810,934	0.72
資金調達勘定	令和6年度	109,010	980,435	0.89
	令和6年度	512,849	422,556	0.08
	令和7年度	512,716	1,396,990	0.27
	うち預金積金	512,778	422,313	0.08
	令和7年度	512,709	1,396,990	0.27
	うち譲渡性預金	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
うち借入金	令和6年度	69	243	0.34
	令和7年度	6	—	—

総資産利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.23	0.29
総資産当期純利益率	0.20	0.18

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	1.27	1.51
資金調達原価率 (b)	0.82	1.03
総資金利鞘 (a-b)	0.45	0.48

その他業務収益の内訳

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	21,110	13,071
国債等債券償還益	6,084	6,084
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	13,447	12,258
その他業務収益合計	40,641	31,413

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

（単位：百万円）

	年 度	取得価格または契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	令和6年度	114,204	107,656	△6,548
	令和7年度	107,640	98,838	△8,802
金 銭 の 信 託	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
デリバティブ等商品	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—

- (注)1. 有価証券、金銭の信託の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの（店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格）については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
- (注)2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等）を組み合わせた商品です。

1店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
1店舗当りの預金残高	13,475	13,479
1店舗当りの貸出金残高	8,351	8,869

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
常勤役職員1人当りの預金残高	1,245	1,277
常勤役職員1人当りの貸出金残高	772	840

預貸率及び預証率

（単位：％）

		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	期 末	61.97	65.79
	期中平均	59.65	63.83
預 証 率	期 末	21.14	19.51
	期中平均	21.76	21.26

資金調達

預金科目別平均残高

（単位：百万円、％）

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	197,583	38.53	188,867	36.84
定期性預金	314,647	61.36	323,296	63.06
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	547	0.11	545	0.11
合 計	512,778	100.00	512,709	100.00

- (注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

金利区分別定期預金残高

（単位：百万円、％）

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
定 期 預 金	297,925	100.00	309,781	100.00
固定金利	297,915	100.00	309,773	100.00
変動金利	9	0.00	7	0.00

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	23	24

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	341,257	66.64	347,046	67.75
法人	170,815	33.36	165,189	32.25
一般法人	73,176	14.29	76,846	15.00
金融機関	63	0.01	49	0.01
公金	75,912	14.82	66,353	12.95
非課税法人 /任意団体	21,662	4.23	21,940	4.28
合計	512,073	100.00	512,236	100.00

資金運用

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	301	0.10	226	0.07
手形貸付	18,350	6.00	16,391	5.01
証書貸付	279,575	91.40	300,940	91.95
当座貸越	7,645	2.50	9,711	2.97
合計	305,873	100.00	327,270	100.00

金利区分別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
貸出金	317,369	100.00	337,033	100.00
固定金利	107,923	34.01	112,334	33.33
変動金利	209,446	65.99	224,699	66.67

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	6,522	5.84	3,044	2.79
地方債	44,504	39.87	42,948	39.40
短期社債	—	—	—	—
社債	48,658	43.59	49,136	45.07
株式	765	0.69	773	0.71
外国証券	6,081	5.45	6,305	5.78
その他の証券	5,090	4.56	6,801	6.24
合計	111,622	100.00	109,010	100.00

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和6年度							令和7年度						
	国債	地方債	短期社債	社債	株式	その他の証券	外国証券	国債	地方債	短期社債	社債	株式	その他の証券	外国証券
1年以下	—	828	—	2,296	—	102	100	—	877	—	4,478	—	501	500
1年超3年以下	—	4,503	—	8,272	—	3,995	3,995	—	7,319	—	9,011	—	4,809	4,797
3年超5年以下	983	4,201	—	17,745	—	2,310	2,300	—	784	—	22,573	—	1,000	1,000
5年超7年以下	—	468	—	10,534	—	—	—	—	4,535	—	4,113	—	—	—
7年超10年以下	4,817	21,902	—	2,752	—	—	—	2,721	15,678	—	1,688	—	—	—
10年超	797	8,110	—	5,353	—	—	—	—	6,792	—	4,543	—	—	—
期間の定めのないもの	—	—	—	694	1,265	6,357	—	—	—	—	393	981	7,168	—
合計	6,597	40,015	—	47,648	1,265	12,766	6,395	2,721	35,986	—	46,801	981	13,479	6,297

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	139,360	43.91	145,273	43.10
設 備 資 金	178,009	56.09	191,760	56.90
合 計	317,369	100.00	337,033	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消費者ローン	24,322	26.61	30,485	28.83
住 宅 ロ ー ン	67,081	73.39	75,271	71.17
合 計	91,403	100.00	105,756	100.00

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	8,570	2.70	7,946	2.35
農 業、林 業	2,083	0.65	2,160	0.64
漁 業	544	0.17	512	0.15
鉱業、採石業、砂利採取業	774	0.24	876	0.25
建 設 業	20,051	6.31	21,177	6.28
電気、ガス、熱供給、水道業	1,051	0.33	1,235	0.36
情 報 通 信 業	975	0.30	853	0.25
運 輸 業、郵 便 業	4,871	1.53	4,914	1.45
卸 売 業、小 売 業	16,872	5.31	16,899	5.01
金 融 業、保 険 業	1,316	0.41	1,186	0.35
不 動 産 業	40,651	12.80	42,282	12.54
物 品 賃 貸 業	942	0.29	942	0.27
学術研究、専門・技術サービス業	2,371	0.74	2,524	0.74
宿 泊 業	17,025	5.36	16,927	5.02
飲 食 業	4,412	1.39	4,516	1.34
生活関連サービス業、娯楽業	9,624	3.03	8,811	2.61
教 育、学 習 支 援 業	2,177	0.68	2,478	0.73
医 療、福 祉	14,022	4.41	14,783	4.38
そ の 他 の サ ー ビ ス	11,236	3.54	10,941	3.24
そ の 他 の 産 業	4,526	1.42	4,797	1.42
小 計	164,101	51.70	166,768	49.48
国・地方公共団体等	50,739	15.98	53,725	15.94
個人(住宅・消費・納税資金等)	102,528	32.30	116,539	34.57
合 計	317,369	100.00	337,033	100.00

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当 組 合 預 金	1,958	60	1,874	18
有 価 証 券	5	—	5	—
動 産	84	—	74	—
不 動 産	114,230	150	116,379	130
そ の 他	96	—	92	—
小 計	116,374	210	118,425	148
信用保証協会・信用保険	25,624	14	23,977	9
保 証	114,613	602	127,349	495
信 用	60,756	77	67,281	85
合 計	317,369	904	337,033	739

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	金 額	増減額	金 額	増減額
一般貸倒引当金	622	169	853	231
個別貸倒引当金	388	△551	514	125
貸倒引当金合計	1,010	△382	1,367	356

リスク管理債権・金融再生法開示債権

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	899	709	189	899	100.00%	100.00%
	令和7年度	1,124	861	262	1,124	100.00%	100.00%
危険債権	令和6年度	4,620	1,467	186	1,653	35.79%	5.90%
	令和7年度	3,947	1,338	245	1,583	40.12%	9.39%
要管理債権	令和6年度	112	60	31	91	81.76%	60.40%
	令和7年度	147	107	21	128	87.55%	54.26%
	三月以上延滞債権	令和6年度	112	60	91	81.76%	60.40%
		令和7年度	147	107	128	87.55%	54.26%
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0.00%	0.00%
		令和7年度	0	0	0	0.00%	0.00%
	小計	令和6年度	5,632	2,238	406	2,645	46.96%
		令和7年度	5,219	2,307	529	2,837	54.35%
正常債権	令和6年度	312,865					
	令和7年度	332,837					
合計	令和6年度	318,497					
	令和7年度	338,056					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注)2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- (注)3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- (注)4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- (注)5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
- (注)6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
- (注)7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注)8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注)9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- (注)10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	999	1,019	19	300	300	0
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	497	498	1
	小 計	999	1,019	19	797	799	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	5,546	5,185	△360	5,723	5,117	△605
	社 債	9,082	8,863	△219	12,084	11,647	△436
	そ の 他	6,295	6,218	△76	5,800	5,708	△91
	小 計	20,924	20,268	△656	23,607	22,473	△1,133
合 計		21,924	21,287	△636	24,405	23,272	△1,132

(注)上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株 式	809	344	465	374	221	152
	債 券	1,294	1,286	7	405	401	4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	290	286	3	105	101	4
	社 債	1,003	1,000	3	300	300	0
	そ の 他	1,656	1,497	159	5,067	4,537	530
	小 計	3,760	3,128	632	5,846	5,160	686
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株 式	41	50	△9	193	212	△18
	債 券	77,338	83,420	△6,081	66,996	75,144	△8,147
	国 債	6,597	6,964	△366	2,721	2,984	△262
	地方債	33,178	37,162	△3,984	29,857	35,664	△5,807
	社 債	37,562	39,293	△1,730	34,417	36,495	△2,077
	そ の 他	4,800	5,253	△453	2,100	2,291	△190
	小 計	82,180	88,724	△6,543	69,290	77,647	△8,356
合 計		85,941	91,852	△5,911	75,137	82,807	△7,669

(注)1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注)2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	10	10
非 上 場 株 式	404	404
組 合 出 資 金	12	13
合 計	427	427

(注)1. 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注)2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国 債	—	—
地 方 債	—	—

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
国 債	498	601

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	578	464
商 工 組 合 中 央 金 庫	59	74
日 本 政 策 金 融 公 庫	1,008	945
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,884	1,737
福 祉 医 療 機 構	0	0
そ の 他	—	—
合 計	3,532	3,222

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	286,471	316,597	290,679	294,010
	他の金融機関から	456,355	315,845	469,195	301,912
代 金 取 立	他の金融機関向け	23	169	12	48
	他の金融機関から	4	10	5	20

その他

● オフバランス取引の状況

該当ありません。

● 先物取引の時価情報

該当ありません。

● オプション取引の時価情報

該当ありません。

● 公共債ディーリング実績

該当ありません。

● 商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

● 外国為替取扱実績

外国為替業務は全国信用協同組合連合会の
取次業務を行っております。

役員の報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、非常勤を含む理事全員および監事全員の報酬体系を開示しています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては理事会により決定し、各理事の賞与額については理事長が決定することとしています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任した年度の総代会で承認を得た後支払っております。

(2) 役員に対する報酬

	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	99百万円	130百万円
監 事	12百万円	20百万円
合 計	112百万円	150百万円

(注)1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

(注)2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。(期中に退任した者も含む)

(注)3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬は支払っておりません。

(注)4. 上記以外に支払った役員賞与は、理事15,860千円、監事1,580千円です。

(注)5. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注)2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注)3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注)4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非常勤・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

当組合及び子会社等の概況

事業の概況

当組合グループは、当組合および連結子会社1社で構成されています。

連結子会社は、「県信ビジネスサービス株式会社」で当組合に係る用務の引受けを主要業務としておりますが、それらの事業の全体に占める割合は僅少であります。

連結経常収益は9,240,989千円、連結経常利益1,616,075千円、当期純利益1,020,924千円であり、今後も堅実経営を堅持しながら事業内容の見直しにより更なる効率化を図ってまいります。

●当組合及び子会社等の主要事業内容・組織構成

当組合グループにおいて営まれている主要な事業の内容と当組合並びに子会社・子法人等・関連法人等の位置付けは次のとおりであります。

- ◎ 当組合は、本店のほか37支店において預金業務・貸出業務・内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- ◎ 県信ビジネスサービス株式会社は、当組合に係る用務の引受けを主要業務として行っております。

子会社等の状況

（令和8年3月末現在）

名 称	県信ビジネスサービス株式会社		
所 在 地	大分市中島西3丁目1番2号		
設 立 年 月 日	昭和62年12月25日		
決 算 月	3月		
事 業 区 分	信用協同組合の行う事業に従属する業務		
（ 根 拠 条 文 ）	（協金法施行規則第4条第4項）		
役 職 員 数	22名		
資 本 金	10,000千円		
当組合グループが所有する株式等の出資割合	うち当組合分	100%	
	うち当組合グループ会社の持分	0%	
支 配 関 係	子会社		

当 組 合

（100%出資会社）

県信ビジネス
サービス株式会社

（子会社）

財産の状況（連結）

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 1社（県信ビジネスサービス株式会社）
 (2) 非連結子会社数 0社
 当組合の子会社及び子法人等は、県信ビジネスサービス株式会社の1社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

当組合には、非連結子会社・非連結子法人等及び関連法人等はございませんので、該当事項はありません。

3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社（1社）の決算日は3月末日であります。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは発生しておりませんので、該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。

連結セグメント（事業別経常収益等）情報

連結会社は、金融業務のほかに一部で、計算事務受託業務、事業用不動産管理業務などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結の業務指標

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	6,282,773	6,817,751	7,283,189	7,319,322	9,240,989
経 常 利 益	731,686	1,848,765	1,556,741	1,303,516	1,616,075
当 期 純 利 益	683,771	1,814,256	1,178,991	1,100,520	1,020,924
純 資 産 額	21,038,657	21,203,172	22,022,927	22,116,738	20,568,946
総 資 産 額	542,279,022	537,263,931	538,919,276	536,841,310	536,696,256
連 結 自 己 資 本 比 率	9.02%	9.21%	9.05%	9.44%	9.50%

（注）残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

[illegible]

科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
預 金 積 金	512,045	512,206
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	3	9
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,769	2,995
代 理 業 務 勘 定	9	—
賞 与 引 当 金	78	88
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退職給付に係る負債	1	4
役員退職慰労引当金	297	328
そ の 他 の 引 当 金	21	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	497	497
債 務 保 証	904	739
負 債 の 部 合 計	515,629	516,866
(純資産の部)		
出 資 金	15,341	14,598
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	10,458	11,328
自己優先出資金(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	25,799	25,927
その他有価証券評価差額金	△4,732	△6,407
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	1,049	1,049
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—
評価・換算差額等合計	△3,683	△5,358
新 株 予 約 権	—	—
非 支 配 株 主 持 分	—	—
純 資 産 の 部 合 計	22,116	20,568
負債及び純資産の部合計	537,745	537,438

(令和7年度連結貸借対照表の注記事項)

- (注1) 記載金額は、十円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注2) 有価証券の評価額は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年末までの市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (注3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第119号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
(旧村祭用金庫については、平成11年3月31日)
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 2,482百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 4,035百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税第16条に規定する地価税の課税価格(計算の基礎となる土地の価額)に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
- 同法第10条に規定する再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,587百万円
- (注4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 20年～50年 その他 3年～15年

- (注5) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基き償却しております。
- (注6) 外債建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (注7) 貸倒引当金は、予め定めた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等全金融機関の資産の自己査定及び貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び重要先償却に相当する償額については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来発生すべき必要修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償額については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償額については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、当組合の貸倒債権を資本の劣後ローンに転換し、当該ローン(債務者区分の判断において債務者の資本と見なす場合)においては、予想損失率に基づき引当てております。
- すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店において第1次の査定を実施し、融資店において第2次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した監査部が検証を行っており、その検証結果により上記の引当を行ってっております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、償権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる残額を控除した残額を回収可能見込額として償権額から直接減額しており、その金額は2,402百万円(累計額)であります。
- (注8) 貸付当金は、職員への貸付の支払いに備えられ、職員に対する貸付の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (注9) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えられた、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の選給給付額より退職給付金

込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)	
年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	207,181百万円
差引額	35,953百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	2.395%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額的主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金30百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

(注)10.	役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
(注)11.	睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もる必要と認められる額を計上しております。
(注)12.	偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
(注)13.	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
(注)14.	理事及び監事に対する金銭債権総額 3百万円
(注)15.	理事及び監事に対する金銭債務総額 252百万円
(注)16.	子会社の株式の総額 10百万円
(注)17.	子会社に対する金銭債務総額 30百万円
(注)18.	有形固定資産の減価償却累計額 6,807百万円
(注)19.	協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,124百万円
危険債権額	3,947百万円
三月以上延滞債権額	147百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	5,219百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(注)20.	手形割引により取得した商業手形の額面金額は、174百万円であります。
(注)21.	担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預 け 金 6,020百万円

上記のほか、預け金32,079百万円を公金取扱い29百万円、為替決済保証金32,000百万円、及び仮差押保証金50百万円のために担保として提供しております。また、別途全信組連保障基金として1,399百万円を差し入れております。

(注)22.	出資1口当たりの純資産額142円18銭
(注)23.	金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、外国証券の一部は、利子の受け取りにおいて為替の変動リスクに晒されているものがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部並びに与信管理部、営業統括部により行われ、また、定期的経営陣による融資審査委員会や常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM小委員会及びALM委員会又は経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部及び経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための対応等について、ALM委員会等で協議を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会等の方針に基づき、理事会の監督下で、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部及び経営管理部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは「有価証券」にあたっては分散分分散法(保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間240営業日)、「貸出金」、「預け金」、「預金積金」、「借入金」、「有価証券」の内債にあってはモンテカルロシミュレーション法(保有期間120日、信頼区間片側99%、観測期間250営業日)により算出しております。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、日々のVaRと損益を比較するバックテストを定期的に行っています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	86,751	84,051	△2,700
(2) 有価証券	99,543	98,410	△1,132
満期保有目的の債券	24,405	23,272	△1,132
その他有価証券	75,137	75,137	－
(3) 貸出金(※1)	337,033		
貸倒引当金(※2)	1,361		
	335,672	300,299	△35,373
金融資産計	521,966	482,760	△39,205
(1) 預金積金(※1)	512,206	509,572	△2,634
(2) 借入金	9	9	－
金融負債計	512,209	509,581	△2,634

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算出し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(注)25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の店頭表示利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、無利息で借入しており、同様の借入をしても利率が変わらないため、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	－
非上場株式(※1)	404
組合出資金(※2)	13
合 計	417

(※1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注)25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	300百万円	300百万円	0百万円
社債	—	—	—
その他	497	498	1
小計	797	799	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
地方債	5,723百万円	5,117百万円	△605百万円
社債	12,084	11,647	△436
その他	5,800	5,708	△91
小計	23,607	22,473	△1,133
合計	24,405	23,272	△1,132

(3) 子会社株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	374百万円	221百万円	152百万円
債券	405	401	4
国債	—	—	—
地方債	105	101	4
社債	300	300	0
その他	5,067	4,537	530
小計	5,846	5,160	686

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	193百万円	212百万円	△18百万円
債券	66,996	75,144	△8,147
国債	2,721	2,984	△262
地方債	29,857	35,664	△5,807
社債	34,417	36,495	△2,077
その他	2,100	2,291	△190
小計	69,290	77,647	△8,356
合計	75,137	82,807	△7,669

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
- ② 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、過去の一定期間の下落率を勘案します。

(注)26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	5,213百万円	623百万円	181百万円

(注)27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,355百万円	39,688百万円	28,736百万円	11,335百万円
国債	—	—	2,721	—
地方債	877	8,103	20,213	6,792
社債	4,478	31,584	5,801	4,543
その他	500	5,797	—	—
合計	5,855	45,486	28,736	11,335

(注)28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,685百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(注)29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
個別貸倒引当金損金算入限度超過額	611百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	102
固定資産減損損失損金算入限度超過額	85
減価償却損金算入限度超過額	51
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	91
有価証券減損損失損金算入限度超過額	24
費与引当金損金算入限度超過額	24
その他有価証券評価差額金	2,147
その他	17
繰延税金資産小計	3,156
評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	1,624
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,624百万円

(注)30.

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 1,367百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)7.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。これに加えて当事業年度の実績により信用リスクが高まったと推測される業種のうち、条件変更を行った正常先、要注意先(その他)、要注意先(要管理先)について、実績率を補正して追加的な引当金155百万円を計上しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注)31.

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該店舗の使用見込期間を20年と見積り、割引率は当該期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しています。

(3) 当該資産除去債務の総合の増減

期首残高	59百万円
当期認識額	19百万円
時の経過による調整額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円
期末残高	80百万円

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	7,319,322	9,240,989
資 金 運 用 収 益	6,773,641	8,079,846
貸 出 金 利 息	5,571,382	6,542,131
預 け 金 利 息	322,402	521,952
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	810,934	980,435
その他の受入利息	68,921	35,327
役 務 取 引 等 収 益	427,108	433,144
そ の 他 業 務 収 益	40,692	31,381
そ の 他 経 常 収 益	77,879	696,616
貸倒引当金戻入益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	49,413	61,751
持分法による投資利益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	28,465	634,864
経 常 費 用	6,015,805	7,624,913
資 金 調 達 費 用	422,544	1,396,958
預 金 利 息	421,489	1,390,978
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
給付補填備金繰入額	811	5,980
借 用 金 利 息	243	—
売渡手形利息及びコールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	615,799	674,469
そ の 他 業 務 費 用	702,322	184,536
経 常 費	3,818,014	3,898,635
そ の 他 経 常 費 用	457,124	1,470,312
貸 出 金 償 却	—	—
貸倒引当金繰入額	237,211	1,251,031
その他の経常費用	219,912	219,281
持分法による投資損失	—	—
経 常 利 益	1,303,516	1,616,075
特 別 利 益	751	23,193
固 定 資 産 処 分 益	250	21,626
そ の 他 の 特 別 利 益	501	1,566
特 別 損 失	884	6,518
固 定 資 産 処 分 損	14	3,476
減 損 損 失	869	2

科 目	令和6年度	令和7年度
そ の 他 の 特 別 損 失	—	3,040
税金等調整前当期純利益	1,303,384	1,632,750
法人税、住民税及び事業税	202,836	612,224
法 人 税 等 調 整 額	26	△398
当 期 純 利 益	1,100,520	1,020,924
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100,520	1,020,924

(令和7年度連結損益計算書の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 子会社との取引による収益総額 1百万円
子会社との取引による費用総額 79百万円
- (注)3. 出資1口当たりの当期純利益 6円67銭

連結剰余金計算書

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	9,469,756	10,458,216
利 益 剰 余 金 増 加 高	1,100,520	1,020,924
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100,520	1,020,924
そ の 他	—	—
利 益 剰 余 金 減 少 高	112,060	150,414
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配 当 金	112,060	150,414
自己優先出資消却額	—	—
そ の 他	—	—
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	10,458,216	11,328,726

連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

50ページ参照

自己資本の充実の状況等～定量的な開示事項(連結)～

連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	25,667	25,732
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,359	14,598
うち、利益剰余金の額	10,458	11,328
うち、外部流出予定額(△)	150	195
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 後 非 支 配 株 主 持 分 の 額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	622	853
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	622	853
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第8項又は第9項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (1)	26,289	26,585
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	42	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適 格 引 当 金 不 足 額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する金額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退 職 給 付 に 係 る 資 産 の 額	6	20
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特 定 項 目 に 係 る 十 五 パ ー セ ン ト 基 準 超 過 額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	49	72
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	26,240	26,513
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 の 合 計 額	267,301	267,908
資産(オン・バランス)項目	266,616	266,988
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
オフ・バランス取引等項目	684	920
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘 定 間 の 振 替 分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,479	11,113
資 本 フ ロ ア 調 整 額	—	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)	277,780	279,022
連 結 自 己 資 本 比 率		
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (ニ))	9.44%	9.50%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額	267,301	10,692	267,908	10,716
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	262,752	10,510	261,933	10,477
(i) ソブリン向け	3,097	123	2,844	113
(ii) 金融機関向け	22,218	888	19,994	799
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	682	27	682	27
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	71,178	2,847	76,675	3,067
特定貸付債権向け	983	39	1,136	45
(v) 中堅中小企業等・個人向け	83,364	3,334	73,823	2,952
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	51,344	2,053	59,507	2,380
自己居住用不動産等向け	4,672	186	9,254	370
賃貸用不動産向け	5,647	225	13,185	527
事業用不動産関連向け	36,606	1,464	33,430	1,337
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	4,417	176	3,636	145
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	84	1,755	70
(viii) 延滞等向け	6,786	271	6,512	260
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	0	26	1
(x) 株式等	808	32	1,097	43
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,782	471	10,029	401
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
(xiv) その他	8,937	357	8,555	342
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,548	181	5,975	239
ルック・スルー方式	4,548	181	5,975	239
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	10,479	419	11,113	444
BI	6,986	279	7,409	296
BIC	838	33	889	35
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	277,780	11,111	279,022	11,160

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xii)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		令和6年度					
現金		3,532	—	3,532	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		6,973	—	6,973	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け		94,819	—	94,819	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け		1,509	—	1,409	—	140	10%
我が国の政府関係機関向け		3,994	—	2,502	—	250	10%
地方三公社向け		3,034	—	2,033	—	406	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		104,881	—	104,881	—	22,210	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		2,309	—	2,309	—	682	30%
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		101,868	4,722	99,866	419	71,178	71%
特定貸付債権向け		983	—	983	—	983	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け		110,670	64,818	108,179	410	83,364	77%
トランザクター向け		—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け		59,369	—	59,296	—	51,344	87%
自己居住用不動産等向け		11,704	—	11,704	—	4,672	40%
賃貸用不動産向け		8,035	—	8,034	—	5,647	70%
事業用不動産関連向け		35,168	—	35,139	—	36,606	104%
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	0%
A D C 向け		4,460	—	4,417	—	4,417	100%
劣後債権及びその他資本性証券等		2,106	—	2,106	—	2,106	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		4,814	88	4,778	—	6,786	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		17	—	17	—	17	100%
取立未済手形		40	—	40	—	8	20%
信用保証協会等による保証付		22,982	14	22,978	14	2,299	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	0%
株式等		808	—	808	—	808	100%
合 計		521,421	69,644	514,223	844	240,921	46%

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	4,008	—	4,008	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,985	—	2,985	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	95,605	—	95,605	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,507	—	1,507	—	140	9%
我が国の政府関係機関向け	3,705	—	3,705	—	221	6%
地方三公社向け	2,601	—	2,601	—	360	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	93,244	—	93,244	—	19,983	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,308	—	2,308	—	682	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	107,068	5,832	106,428	312	76,675	72%
特定貸付債権向け	1,136	—	1,136	—	1,136	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	110,386	65,063	109,272	400	73,823	67%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け	74,831	—	74,815	—	59,507	80%
自己居住用不動産等向け	20,664	—	20,664	—	9,254	45%
賃貸用不動産向け	18,259	—	18,259	—	13,185	72%
事業用不動産関連向け	32,270	—	32,255	—	33,430	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	0%
A D C 向け	3,636	—	3,636	—	3,636	100%
劣後債権及びその他資本性証券等	1,404	—	1,404	—	1,755	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,819	92	4,819	0	6,512	135%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	27	—	27	—	26	98%
取立未済手形	54	—	54	—	10	20%
信用保証協会等による保証付	21,218	9	21,213	9	2,122	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	843	—	843	—	1,097	130%
合計	524,313	70,998	522,539	723	242,237	46%

(注)1. [CCF]とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																			合計
		0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他	
		令和6年度																			
現金	3,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,532	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,973	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,819	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	1,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,409	
我が国の政府関係機関向け	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,502	
地方三公社向け	—	—	2,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,033	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	92,536	—	12,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104,881	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,309	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,507	—	—	—	—	—	24,612	—	—	200	60,968	—	4,996	—	—	—	—	100,285	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	—	—	—	—	983	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	20	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	100,823	—	—	7,744	—	—	—	108,589	
トラザクタ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	1,516	1,032	2,345	31	296	488	6,672	984	2,420	6,370	—	5,390	4,417	27,328	—	—	—	59,296	
自己居住用不動産等向け	—	—	1,516	1,032	2,186	—	296	—	6,672	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,704	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	159	31	—	488	—	984	—	6,370	—	—	—	—	—	—	—	8,034	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,420	—	—	5,390	—	27,328	—	—	—	35,139	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,417	—	—	—	—	4,417	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,106	—	—	2,106	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	—	—	—	—	—	259	—	—	—	—	—	224	—	4,287	—	—	4,778	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	17	
取立未済手形	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	
信用保証協会等による保証付	—	22,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,993	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	818	—	818	
合計	105,325	26,932	105,635	1,032	14,690	31	296	488	31,545	984	2,420	107,394	60,968	5,390	17,401	27,328	6,394	818	—	515,078	

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																			合計
		0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	その他	
		令和7年度																			
現金	4,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,008	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,985	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	95,605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,605	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	99	1,407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,507	
我が国の政府関係機関向け	1,493	2,212	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,705	
地方三公社向け	800	—	1,801	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,601	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	79,899	—	13,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,244	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,308	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,708	—	—	—	—	—	25,441	—	—	505	63,008	—	8,075	—	—	—	—	106,740	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,136	—	—	—	—	1,136	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13	380	—	—	—	—	—	39,075	—	—	63,981	—	—	6,222	—	—	—	—	109,673	
トラザクタ向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	385	248	526	55	162	647	19,478	1,574	2,129	15,844	—	5,992	3,636	24,133	—	—	—	74,815	
自己居住用不動産等向け	—	—	385	248	417	—	162	—	19,450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,664	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	108	55	—	647	28	1,574	—	15,844	—	—	—	—	—	—	—	18,259	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129	—	—	5,992	—	24,133	—	—	—	32,255	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,636	—	—	—	—	3,636	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,404	—	—	1,404	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	6	—	—	—	—	—	—	546	—	—	—	—	—	323	—	3,943	—	—	4,820	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	27	
取立未済手形	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54	
信用保証協会等による保証付	—	21,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,223	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	843	—	843	
合 計	104,992	24,863	92,230	248	13,871	55	162	647	84,544	1,574	2,129	80,331	63,008	5,992	18,285	24,133	5,347	843	—	523,282	

(6)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
					貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		その他 (投資信託等)			
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	537,440	543,949	318,494	339,014	100,463	93,494	118,482	111,440	5,334	6,202	
国	外	6,418	6,319	—	—	6,418	6,319	—	—	—	—	
地 域 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440	5,334	6,202	
製 造 業		19,953	19,494	8,897	8,300	11,015	11,050	41	142	47	58	
農 業 、 林 業		2,928	3,092	2,928	3,092	—	—	—	—	14	36	
漁 業		825	784	825	784	—	—	—	—	255	208	
鉱業、採石業、砂利採取業		1,375	1,473	774	876	600	597	—	—	—	—	
建 設 業		23,754	25,512	23,053	24,711	700	800	—	—	222	178	
電気、ガス、熱供給、水道業		6,645	6,145	1,246	1,446	5,398	4,699	—	—	—	—	
情 報 通 信 業		3,023	2,539	1,146	173	1,804	2,287	73	78	—	—	
運 輸 業 、 郵 便 業		7,923	9,189	5,070	5,637	2,803	3,486	49	64	8	2	
卸 売 業 、 小 売 業		20,162	20,187	17,926	18,204	2,204	1,982	31	—	96	180	
金 融 、 保 険 業		119,311	114,705	1,471	1,404	17,530	16,267	100,309	97,033	—	—	
不 動 産 業		48,854	52,159	44,247	46,419	4,607	5,739	—	—	811	786	
物 品 賃 貸 業		2,344	1,625	942	942	1,401	683	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業		3,066	3,395	3,066	3,395	—	—	—	—	4	161	
宿 泊 業		17,214	18,150	17,214	18,150	—	—	—	—	1,895	2,159	
飲 食 業		5,998	6,125	5,998	6,125	—	—	—	—	453	555	
生活関連サービス業、娯楽業		10,935	10,073	10,935	10,073	—	—	—	—	216	220	
教 育 、 学 習 支 援 業		2,212	872	2,212	872	—	—	—	—	—	—	
医 療 、 福 祉		14,134	17,958	14,134	17,958	—	—	—	—	470	789	
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,756	10,790	14,729	10,754	—	—	27	35	294	113	
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体		109,588	105,990	50,772	53,768	58,816	52,218	—	3	—	—	
個 人		86,263	98,753	86,263	98,753	—	—	—	—	542	751	
そ の 他		22,587	21,252	4,637	7,169	—	—	17,950	14,082	—	—	
業 種 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440	5,334	6,202	
1 年 以 下		42,450	45,236	38,477	39,339	3,936	5,881	36	15			
1 年 超 3 年 以 下		32,309	38,507	15,304	17,025	16,995	21,470	10	11			
3 年 超 5 年 以 下		43,706	51,005	17,769	25,741	25,936	25,264	—	—			
5 年 超 7 年 以 下		42,151	30,238	30,458	20,781	11,692	9,456	—	—			
7 年 超 10 年 以 下		81,806	78,043	50,353	55,403	31,453	22,640	—	—			
10 年 超		182,418	194,856	165,551	180,158	16,867	14,698	—	—			
期間の定めのないもの		97,677	104,967	33	42	—	401	97,643	104,523			
そ の 他		21,339	7,413	547	522	—	—	20,792	6,890			
残 存 期 間 別 合 計		543,859	550,268	318,494	339,014	106,882	99,813	118,482	111,440			

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等の資産や金融機関、学校法人、権利能力なき社団・財団等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 当組合は、信用リスクエクスポージャーにおけるデリバティブ取引は該当ありません。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

30ページ参照

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の 加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度				
40%未満	256,228	236,256	14	4,711	100%	—	253,647	236,261
40%～70%	35,745	89,060	74	8,959	—	—	35,736	89,059
75%	109,483	81,074	64,385	51,094	1%	1%	107,394	80,331
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	61,713	62,787	2,924	4,440	14%	7%	60,968	63,008
90%～100%	23,665	24,804	2,231	1,769	3%	4%	22,791	24,277
105%～130%	27,350	24,140	—	—	—	—	27,328	24,133
150%	6,425	5,347	14	23	—	3%	6,394	5,347
250%	808	843	—	—	—	—	808	843
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	521,421	524,313	69,644	70,998	1%	1%	515,068	523,262

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(7)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
30ページ参照

(8)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(9)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

(10)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	851	851	567	567
非上場株式等	1,524	1,524	1,524	1,524
合計	2,375	2,375	2,092	2,092

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

36ページ参照

ハ. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

36ページ参照

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

36ページ参照

ホ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

36ページ参照

(11)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	944	2,143	△779	△703
2	下方パラレルシフト	—	—	847	305
3	スティープ化	727	1,518		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	944	2,143	847	305
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,513		26,240	

(注)1. 当局の開示定義に従い、△ EVE のプラス表示は経済的価値減少、△ NII のプラス表示は期間収益減少を示しております。

(注)2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

多くの皆さまにご高覧いただき、当組合に対するご理解を一層深めていただければと考えています！



第8回けんしんロールプレイング全店大会



Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」、◎印は「監督指針の要請」で規定されている法定開示項目です。

概況・組織	
事業方針	2
*事業の組織	19
*役員一覧（理事及び監事の氏名・役員名）	19
*会計監査人の氏名又は名称	19
*店舗一覧（事業所の名称・所在地）	22
自動機器（ATM）設置状況	26
主要事業内容	
*主要な事業の内容	16
業務に関する事項	
*事業概況	4
*経常収益	5
業務純益	45
*経常利益（損失）	5
*当期純利益（損失）	5
*出資総額、出資総口数	5
*純資産額	5
*総資産額	5
*預金積金残高	5
*貸出金残高	5
*有価証券残高	5
*単体自己資本比率	5
*出資に対する配当金	5
*職員数	5
主要業務に関する指標	
*業務粗利益及び業務粗利益率	45
*資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	45
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	46
*受取利息、支払利息の増減	45
役務取引の状況	46
その他業務収益の内訳	47
経費の内訳	46
*総資産経常利益率	46
*総資産当期純利益率	46
預金に関する指標	
*預金科目別平均残高	47
*金利区分別定期預金残高	47
預金者別預金残高	48
財形貯蓄残高	48
常勤従業員1人当たり預金残高	47
1店舗当たり預金残高	47
貸出金等に関する指標	
*貸出金科目別平均残高	48
*金利区分別貸出金残高	48
*貸出金及び債務保証見返の担保別残高	49
*貸出金使途別残高	49
*貸出金業種別残高・構成比	49
*預貸率（期末・期中平均）	47
消費者ローン・住宅ローン残高	49
代理貸付残高の内訳	51
常勤従業員1人当たり貸出金残高	47
1店舗当たり貸出金残高	47
有価証券に関する指標	
*商品有価証券種類別平均残高	52
*有価証券残存期間別残高	48
*有価証券種類別平均残高	48
*預証率（期末・期中平均）	47
経営管理体制に関する事項	
*リスク管理体制	27
*法令等遵守の体制	38
財産の状況	
*貸借対照表	41
*損益計算書	44
*剰余金処分計算書	45
*協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	50
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50
(2) 危険債権	50
(3) 要管理債権	50
(4) 正常債権	50
*有価証券の時価等情報	50
*自己資本の充実の状況等（単体の定性的、定量的事項）	
リスク管理について（バーゼルⅢに関する事項を含む）	27
リスクの種類・特性・基本姿勢	27
リスク管理に関する体系図	28
信用リスクに関する事項	28

信用リスク削減手法に関する事項	30
市場リスクに関する事項	31
流動性リスクに関する事項	31
オペレーショナルリスクに関する事項	31
自己資本の構成に関する事項	32
自己資本の充実度に関する事項	33
派生商品取引及び長期決済期間の取引相手のリスクに関する事項	31
証券化エクスポージャーに関する事項	31
出資等エクスポージャーに関する事項	36
銀行勘定における金利リスクに関する事項	37
*有価証券、金銭の信託等の評価	47
オフバランス取引の状況	52
先物取引の時価情報	52
オプション取引の時価情報	52
*貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	49
*貸出金償却の額	49
*会計監査人による監査	45
◎財務諸表の正確性と内部監査の有効性	45
その他の業務	
内国為替取扱実績	51
外国為替取扱実績	52
公共債ディーリング実績	52
公共債窓販実績	51
公共債引受額	51
その他	
経営理念・方針	2
◎地域貢献（社会的・文化的）への取り組み状況	10
*中小企業の経営の改善及び地域活性化への取り組み状況	10
顧客保護等管理の体制	39
◎総代会制度	20
◎役員の報酬体系について	52
相談窓口について	40
沿革・あゆみ	3
当組合・子会社等の概況	
当組合・子会社等の主要事業内容・組織構成	53
*子会社等の状況	53
子会社等の主要業務に関する事項	
*事業概況	53
*経常収益	53
*経常利益（損失）	53
*当期純利益（損失）	53
*純資産額	53
*総資産額	53
*連結自己資本比率	53
子会社等の財産の状況	
*連結貸借対照表	54
*連結損益計算書	57
*連結剰余金計算書	57
*連結協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	57
*連結自己資本の充実の状況	58
*自己資本の充実の状況（連結の定量的事項）	58
(1) 自己資本比率等開示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる指標項目の対象となる会社のうち、規模上の所要自己資本を下回った会社の名称・総額	58
(2) 自己資本の構成に関する事項	58
(3) 自己資本の充実度に関する事項	59
(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	60
(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	61
(6) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	62
(7) 信用リスク削減手法に関する事項	63
(8) 派生商品取引・長期決済期間取引相手のリスクに関する事項	63
(9) 証券化エクスポージャーに関する事項	63
(10) 出資等エクスポージャーに関する事項	63
(11) 金利リスクに関する事項	64
*連結セグメント（事業別経常収益等）情報	53

LINE 友だち追加



大分県信用組合から
キャンペーンや
商品情報などを
配信します！



地域のために、
お客さまとともに



このディスクロージャー誌は、
環境にやさしいベジタブル
オイルインキで印刷しています。

発行：総合企画部

〒870-0047 大分市中島西2丁目4番1号

TEL: (097) 534-8200 FAX: (097) 534-1823

<https://www.oita-kenshin.co.jp>